

ところで、この指定職甲というのはいかなる理念からきておるか申しますというと、まず、いま申しましたような線から申しますと、その形を露骨にとつておるといことが言えます。すなわち、事務次官あるいは大学の総長というようなものは、それぞれ職務と責任というものは非常に客観的にはつきりしておるといことで、一官給与としてこれを押える、そのかわりに指定職には何年つとめても昇給というものはない。その固定の給与にくぎづけにされておるとい形が出ておるわけでありまう。ところが、まだまだ一般の俸給表全体にわたってそういう形をとるには時期が熟しておらない。むしろ、先日申しましたように、やはり生活給的な色彩がまだまだ非常に濃厚に示されていかなければならぬものが大部分であるといふことから、一般のほうにはそこまで踏み切つておらぬ。ところが、指定職甲と、いま御指摘の乙というものがございます。乙は、これは率直に言つていわゆる中間地帯だと、各俸給表の一等級と甲の間にはさまつての中間的地帯であるといふことをまあ申し上げざるを得ないと思ふ。したがつて、さらに徹底していけば、甲の次に乙とし、さらには一等級、二等級、ずっとそういう形にいかなければならぬ。これは先ほど申しましたように、職階制の最後においてはそういう形になるであらうといふことは想定はできますけれども、今日の段階では、いま言つたようなことで、せいぜい指定職の甲がそういう形になるけれども、乙はそれに準ずる中間地帯といふことで御了解を願わなければならぬと思ふ。

給与を見た場合においては、上のほうの幹部の人について、やはりそれにならわにやいかぬといふことが言えるわけでありまう。まあここ数年間は、いわゆる生活面に非常に力を入れて、上薄下厚という旗じるして勧告を申し上げてまいりました。そのために、また、いま御指摘の指定職甲あるいは指定職乙の部類の人々は、相当犠牲を忍んでもらつて、がまんしてもらつてきたといふ事実があります。しかし、これも全体の給与の体系からいふと、いつまでも許されることではないといふことが一つ、それから、たまたま今年の民間調査の結果あらわれたところの、やはり上薄下厚でもない上薄下厚でもない、大体各階層にわたつての均等のベースアップがなされたといふようなことも、われわれの勧告の一つの土台としてできておるといふことを、十分御了承を願ひたいと思ひます。

○政府委員(栗山廉平君) ただいま人事院総裁が指定職の制度について申されましたが、そういうお考えのもとに勧告がなされたわけでございます。総府府のほうにいたしましては、この御研究及び勧告のもとになつたお考えといふものが、正当なものであるといふふうに考えまして、法案に盛り込ましていただいた次第でございます。

○山崎昇君 いま総裁から理由として三つぐらいあげられておるわけですが、しかし私はね、責任の度合いだとか職務だとかいふことも、現実によつて生活をするので、下級職員もいま支給されている給与によつて生活をしてゐるわけでありまう。ですから公務員、上級職といへども生活を支えにして、職務給だからといつて論ずるわけにはいかない。どうしても私も生活は土台にして給与といふものをある程度まで論じなければいけないと思つてゐるわけですが、そういう意味でいふと、やはり現実には上級職にかなり有利であつて、一般職にはかなり不利にできてゐるといふことを指摘をしてゐるわけですが、職務給のたてまえをあなた方がとつてゐるといふことは、条文を見ればわかります。しかしこれ

は私はやっぱりね、とるべき態度ではないのではないかと申す。とるならば、もつと下級職員についても配慮されてもしかるべきではないか。今度の給与の引き上げを見ても、あなたは上級職はかなりがまんしてもらつたと言ふけれども、本年の場合には二万円も一べんに上がるわけですが、何も損してゐない。たとえば一、二年は上がらなかつたかもしれないけれども、上がる場合にはやっぱりかなりなものを上げてゐる、そしてバランスをとつてゐる。それであれば、何にも上級職についてはがまんしたといふことにはならない。そういう意味で、私はどうしてもいまの指定職俸給表を上級職だけにとつてゐるものについて納得できない。特に乙表に至つては、あなたのほうで、気まぐさつては言ひませんが、一定の基準はあるでしようけれども、人事院が指定することになつてゐる同じ局長であつても、片方は指定職、片方は一等級じゃないですか。その基準は何ですか。私が調べてみると、大抵昭和二十二年以前の採用者は、ほとんど指定職になつてゐる。それ以後の採用の局長は大抵一等級になつてゐる。だから、あなた方がやつておる基準についても私は疑問を持つておるし、あるいは現実面からいつても、同じ局長、同じ職務をとりながら、片方の局長は指定職であり、片方は一等級である。それについても私は理解ができません。だから、職階給だけであつたが、いま説明されても、どうも納得できない。それから、乙表に至つては、中間地帯、中間地帯だ、その理論もまた私は納得できない。どうして給与上、明確に法律に一等級から八等級までの職務をあなた方がきめておるのに、なぜ三割程度の者だけは中間地帯としてやらなければならぬのか、それもわからない。

だから、私から言へば、これは少し極端になりまうけれども、上級職は頭打ちにならぬように、古くなつたら救えるように、定数のワタからはずれるように、そういうこともある程度あつて、こういう指定職乙なんといふものができておるのではないかと、これは疑わざるを得ないわけでは

す。ですから、この点については、論争する意味もありませんけれども、私は公務員給与全体について、もう再検討しなければならぬのではないかと。特定の人間だけは何かうまいことなるような体系は直すべきじゃないか、こういう見解を持つておるので、重ねてこの点は指摘しておきたい。

それから、上薄下厚といふいま総裁は答弁されました。しかし、やはりそれはなつてゐない。現実の給与を見るとそれはなつてゐない。きのうも申し上げましたけれども、一等給の何号かの人を調べれば、扶養手当を除いて一万五千円上がるけれども、八等給はわずか二千円しか上がらない。率に直せばなるほど七割になるかもしれないけれども、あまりにも差があり過ぎるのではないかと。私は戦前の賃金の資料持つておるから、昔の身分制の激しいときの上下の差を、あなたに官吏俸給令によつて示してもいいですよ。昔といへどもそんなになつてゐない。そしてきのう扶養手当で申し上げたように、生活が苦しいので、下級職員に初め支給されたものが、いつの間にか上級職員にも支給になる。その上さらに上級職員については有利なほうに展開をされておる。こういうことがあるから、私はいまの給与体系といふのは、あまりにも上薄下厚になつておるのではないかと、こういうことをあなたに指摘してゐるわけですが、さらに、私が給与実態を調べてみると、一つは、二つ問題があると思ふ。一つは、結婚される時期の人がきつめて苦しい生活に私はあるんじゃないかと思ふ、これは階層としては、もう一つは、四十四、五歳から五十歳前後で管理職にもついてない方々で、教育関係で、子供を持つておる方々はかなり私は生活的に苦しいのではないかと、こう思ふのです。そうすると、総裁の答弁を見ても、管理職以上はある程度職務給でものを、課長補佐以下は相当程度生活給的なものを見る、そういうことになるとすれば、こゝろ辺の手当については、もう少しいまの給与体系の中でも考えなければおかしいんじゃないか、これ

は端的に指摘しておきたいと思うのですが、そういう意味で、いまの給与体系は、どう総裁が答弁されようとも、やはり上厚下薄になっておる、それが極端である、こういう点についても再度御答弁願いたいと思う。

それから重ねて、これは国家公務員でありません。自治省の調べました地方公務員の給与実態調査の表でありますけれども、大府都道府県は国家公務員とやや似ていると、こういうのです。これは国家公務員の表を持っておりませんので、これ大体の傾向を調べてみます。これは一般行政職の第一表で調べたものでありますけれども、平均給与ですから、必ずしも正確だとは言えないと思う。しかし、大学卒と高校卒と比べてみると、公務員の約半数を占める高校卒というのが、大体五年ないし七年くらいから極度に給与に差がついてくる。いま私が数字を申し上げてみますが、大学卒と高校卒は、入ったときには大体五千円ぐらいの差ですね、初任給で。それが五年から七年となると八千円の差になる。十年から十五年になると一万一千五百七十二円、二十年から二十五年になると一万五千円、三十年以上になると一万八千円の差がある。これは当然大学出ですから、高校卒よりも職制につく率が多いであろうし、あるいはまた年齢も三つ四つ多いであろうと思うから、一がいには私はこの数字で申し上げませんが、いずれにしても、大半を占める公務員というのはやはり低く押えられ、そして大学出なり職制につくというものはきわめて上昇率についてもいい給与をもたせておる、こういう傾向だけは、この表をどう分析してみても出てくる。国家公務員も私は同様でないかと思うんです。そういう意味で、私はいまの給与というものは、どう総裁が、最近の上薄下、下に厚いと言つても、そうじゃないのです、現実には。そういう意味で、全般的に給与体系というのを考え直す意思があるのかどうかということ、あわせてこういう不合理というものをどう直されるのか。来年度の勧告である程度直すなら直すとか、そういうお答えができればひとつ願いたいと

思うんです。

○政府委員(佐藤達夫君) 今回の勧告については、私も上厚下薄と申し上げてよろしいと思はれます。まづ根本は確かに配分してあります。しかし、これは先ほど申しましたように、やっぱり民間と合わせるということが一つの大事なことであらうというところからきたわけでございまして、それをまたやっておきませんと、たとえば公務員を志願する人の立場から考えてみると、公務員になつても先が悪いから損だと、民間のほうに入つちまへというところで、みんな優秀な人材が流れてしまふということもありまして、あまり上のほうを押さえますと、ただでさえ批判の的になつております天下りの趨勢をそちのほうから激成することにならうというような現実面があるわけですね。表立っては申し上げられませんが、でも、そういう面も裏に踏まえながら、民間並みにしておかないとまずいというところは、われわれが常に申し上げるところでございまして、今度のでき上りの形の民間並みに一応なつておる。上のほうといひましようか、指定職のほうは数年間据え置きその他がまんしてらつておりますから、この際普通の体系に合わせた措置として多少アップ率は高くなつております。これはやむを得ませんと申し上げておるわけです。

ただいま、たまたま御指摘がございましたが、世帯を持つ時期、これは私もかねがね一番そこは重点として考えておつたところでございます。まあ十分とは申せませんがもしもせんけれども、今回の勧告では、世帯形成時の年齢層のあるところを最も厚くしたということが実は自慢だったわけですね。普通のアップ率は六割ないし七割で配分してありますけれども、世帯形成時に当たるところだけは八割をたしかしておつたと思ふんです。そこまでは手厚くやつたつもりでおりますので、その点はいま御指摘の御意見に一応かなつておるんじゃないかというふうに考えております。○山崎昇君 時間もだいぶ追つてきましたから、次に自治省に二、三お聞きをしたいと思ひます。

十月二十八日に公営企業の職員の給与等に關して内簡というのが出されましたね。そこで、この内簡というのは、一体どういう性格のものであつて、それから、限界としてはどの程度のことまでやれるのか。まず内簡の定義からお聞きをしておきたい。

○説明員(鎌田要人君) 内簡はいわゆる何と申しまさか、公文書であることは間違いないわけでございますが、公文書の形をとりませんで、所管の課長なり局長なりが、地方団体に對します技術的な助言の一環といたしまして、所管行政について当面留意すべき事項についてお知らせをする、こういう性格のものでございます。

○山崎昇君 そうすると、十月二十八日に出されたこの内簡というのを私も見て、これが助言やお知らせ程度のものかどうかですね。かなり中身を見ると、政策的なものも含まつておる。将来にわたつて何か規制をするようなことまでここに述べられておるのですが、これでも内簡になりますか。

○説明員(鎌田要人君) 技術的助言ということでございますから、当然指導の内容を含むわけでございます。いま御指摘になりましたこの公営企業一課長名の内簡は、特に当面財政再建にいそしんでおります公営企業を中心とした給与の指導、助言、こういう性格を持つております。

○山崎昇君 先ほどあなたの答弁は、公文書の一つである。そして技術的な助言でお知らせ程度だ、こう言うのです。ところが、私これを読んでみると、技術的助言やお知らせ程度のものではなないのではないかと思ふ個所がかなりあるのです。端的に一番指摘をされるのは一番最後です。「断固たる措置を講ずる予定であること」、将来の方針までこれで述べられておる。

【委員長退席、理事八田一朗君着席】これは単なるお知らせでも何でもないじゃないですか。たとえば、これは省議でござまつておるわけでも何でもない。こういうことが内簡でやれるこ

とかどうか。内簡というのはあくまでも部内のことであつて、一課長が地方に對して省を代表して意思表示をするようなことはできないはずで、内簡では。それならば依通課が正規の通達か、権限を持ったものでなければならぬはずで、ところが、これをずつと読んでみると、現実的に各自治体の給与の取り扱いを、指導というよりは、むしろ制限をするような内容を含んでゐるのではないですか。だから、簡単に言えば、この内簡というのは、私は少し内簡の性格を逸脱をしておるのではないかと、こう考えさせられるのですが、もう一ぺんお聞きをしたい。

○説明員(鎌田要人君) いま御指摘になりましたこのおしまいの「法の定める財政再建計画変更の手続きを経ないで給与改定を実施し、又は」云々というところで、「法の定めるところにより、断固たる措置を講ずる」というのは、これはすでに御案内でございましょうが、再建団体におきまして給与改定を行なう、結局自前で――俗なことばで恐縮でございしますが、自前で給与改定ができれば計画変更という問題は生じないわけでございます。したがつて一般会計等からの繰り入れ、こういったような手続をとるということになりますと、御案内のとおり再建計画の変更ということに相なるわけでございます。そうしますと、当然自治大臣の承認ということに相なります。そういう手続を経ないでやられるということになりますというところ、この自治大臣の措置をいたしまして、当然この再建計画を変更して、その承認を求める行為、あるいはそれを経ないでやりやうになられるというところになりますと、法律に定めるところの措置命令を出す、こういうことになりましてございいたしますので、そういうことをお知らせをする、こういう意味があるわけでございます。○山崎昇君 いまの答弁で私は納得できない。もしもそういう法であるならば、そういうことでありますという程度に言うならいいのですが、講じますというところを言つておる、あなたのほうはあるいはまた四項を見ると、いまあなたいみじく

も言ったように、「したがって一般会計等からの繰入れあるいは財産処分等の臨時的収入をもって措置すべきではない」、これは方針になってしまっています。技術的助言ではないですよ。これはお知らせでもありません。やっつけはいけませんということも言っているのではないですか。だから全体に内簡に流れている精神は、あなたのはうはお知らせだの、助言だの、指導だのと言われども、現実的には自治体との処分まで制約しているのではないですか、どうですか。

○説明員(鎌田要人君) ただいまの地方公営企業の財政再建、特に財政再建の主体になっているわけでごさいますけれども、給与改定を行ないますのに、一般会計から金を入れる、それで給与改定をやるべきじゃないということ、これは当初の方針あるいは国全体の方針といたしまして、繰り返し繰り返しの関係地方団体あるいは管理者に對しては申し上げておることでございます。それを何と申しますか、この給与改定の時期にさらに注意を喚起した、こういうことでございます。

○山崎昇君 大蔵大臣来たら、自治省のほうははしよれということで、ですからこれでやめます。しかし、いずれにしても、これは私は少しやはり自治省としては勇み足でないか、こういう感じします。しかし、これ以上質問することもできませんし、時間があるまいのでやめますが、将来こういう内簡で政策をきめるようなことまで、内容的にですね、やられるということについては、私はどうしても認めるわけにいきませんから、これは考えてもらいたいし、またこの中身を見ると、第一の給与の性格と、それから第三番目、行政職(二)表の扱い、第五番目等々考えると、いずれも矛盾があります。これもほんとうは指摘をしたいのですけれども、大臣来られたからやめますが、端的に言って、きのうから、いまの公務員の給与は職務給だとは言いがたいということ、人事院総裁も述べておる。なぜ自治省だけが、性格は職務給であり、能率給であると断定をするのですか、こういう点を第一課長が——こういう点

についても私はほんとうは聞きたいのですが、時間がありませんからやめますが、とにかく、将来こういう基本的な問題とか、将来の処分まで含めたような方針的なことを内簡として出すことはやめてもらいたいし、越権行為だということだけ申し上げて私の質問を終わらせておきます。

○伊藤顯道君 大蔵大臣お見えになりましたので、私は時間の制約もございいますから、人事院勧告を完全実施するということを前提にして、次年度からひとつは給与改善費を当初予算に組むべきではないかという観点から、この点だけに問題をしばって二、三伺いたいと思います。

申し上げるまでもなく、この給与改定に関する人事院勧告については、昭和二十三年十一月九日のいわゆる六千三百七円ベース、これ以来、もちろん例外は一回ございました。昭和二十九年に経済情勢が悪化しておるといふ理由のもとに勧告を保留したことが一回ございました。しかしながら、それを除いては今日まで引き続き毎年この勧告は実施されてきておるわけです。ということ、これはことばをかえて言いますと、所要財源については年によって多少の差こそあれ、いわゆる既定経費としての性格を持つに至ったということについては何人も否定できないと思うのです。こういう観点からも既定経費化しておる、恒常的にもう既定経費化しておるなら、当初に給与改善費として組むことが、もし政府に完全実施しようとする、そういう考えが固まれば、当然かくあつてしかるべきだと思ふのです。いずれにしても、これは大蔵大臣の所管ですから、大臣にひとつこの点についての所見を伺っておきたいと思うのです。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

○国務大臣(水田三喜男君) いま大体おっしゃられるような考えのもとに、その方向の予算編成をやつてみたいと考えてまして、いろいろ検討中でございいますが、従来大きい補正要因を残したまま当初予算を組むことをやっておりますので、これをやるとしますと、そのほかの同じような大きい補正要因の解決方も一緒に考えないとむずかしい

問題でございいますので、そういうものとあわせていま考慮しておりますので、いまのところまだはつきり、そういう編成をするしないという結論は得ておりませんが、いまそういう方向で努力しております。

○伊藤顯道君 先日、当委員会、大臣はお見えにならなかったと思いますが、この当初予算の問題について私のほうから、ひとつある程度当初予算に組むべきではないかということについての見解をただしたところ、いま大臣のお答えになつたように、これは十分検討すべきものであり、また検討をしていかなければならないというお答えがあつたわけです。そういう意味のお答えがあつたので、本日、この機会にまず大臣に確かめたい、こういう意図から伺ひしたわけですが、大体そういう方向で努力なさつておるといふことであればたいへんけっこうなわけですが、ただここで大事なことは、給与改善費を当初予算にあらかじめ計上しておく、これはあくまでも人事院勧告を完全実施するための一つの方法として、一つの目的として、いわゆる完全実施を前提としての当初予算に組むといふことでなければ、全く意味がないと思う。いままで財政上非常に苦しいからといううなこと、三十五年以来十年間も完全実施が踏みにじられてきたわけですから、ここにこの機会に何とか完全実施を実現するために、その前向きの一つの手段として当初予算に組むといふことであるならば、これはもちろん当初予算にどの程度組むかといふことも一つの課題とならうと思ひますけれども、これはまあ別問題として、専門家の大蔵省の方々が十分検討されて、ある程度どうせ組むことになりましようが、その不足した場

合には、いわゆる補正で組むとか、あるいは災害対策費のごとく、災害もどの程度どうして起きるかといふことは全然予測を許さないから、災害対策費なども予備費から支出しておるわけですね。給与についても、どの程度人事院勧告するのか、おおよその幅はわかるにしても、厳密にはわから

ぬわけですね。というような意味合いで、ある程度組むということが大事になつてくるわけですが、いずれにしても当初予算に組むということは、政府が、特に大蔵省が来年度はひとつは完全実施しようという、そういう意図のもとに、そういう方針のもとに当初予算に組むことを検討したい、検討するんだと、かように理解してよろしいのかどうか、御意見を伺いたい。

○国務大臣(水田三喜男君) そう理解してくださつてけっこうだと思ひます。今年度の例を見ましても、もう年度途中で、とても多額なこの財源を確保するということはむずかしい。まあ完全実施できなかったんでございしますが、一カ月さかのぼることについても、相当無理した全般的節約をやつておりました、まあ大蔵省でいきますと、エレーター一つとめるというくらいに覚悟で予算の節約をはかるというふうなことでやつて、なおかつ一カ月のさかのぼりしかできなかった。こういう事情から見ますと、相当のものを当初予算に確保しておかなかつたら、この人事院からあとで勧告が出たときにも対処のしかたがないといふことを考えまして、やはり当初予算で用意しなければ、この実施はむずかしいといふことからきているいろいろな研究でございします。実施したいというたてまえからの研究でございします。

○伊藤顯道君 いま一つ大事なことを伺ひしておきたいと思うんですが、これは私どもの杞憂であればたいへんけっこうなんですが、最近、補正予算なしの年間予算一本にするという、そういう意図から、給与改善費についても当初予算にあらかじめ何%かを予備費として組む、そういう意味のことが報道されたわけですが、もし補正予算なしの云々ということ、一本でやるということであるならば、これでは人事院の勧告の内容いかんによつては、依然として完全実施ということとは不可能にならうかと思ひますね。そこで伺ひするわけですが、いわゆる当初予算に組んだその既定の予算のワケ内で改善が行なわれるということになれば、全く人事院本来の意

これは遺憾の意を表さざるを得ないわけです。幸い
いま大蔵大臣から明確になったように、来年度は
ぜひ完全実施したいという、そういう前提のもと
に当初予算にも組み足らざるは、災害対策費でも
そのように、あるいは補正、あるいは予備費から
というところで御説明があったわけです。そう
いう方向でいま検討なさっておるということであ
りますし、おそらく、そういうことに結論がい
くであらうということを私も期待するわけであり
まして、そういう点はまことにけっこうなんです
が、ただこの十年間で、十年間完全実施が
踏みこまれてきたことについては、もう繰り返
し遺憾の意を表さざるを得ないわけです。これは
まあ勧告については、公社現業と比較すべくもな
く、公社現業は、きのうも総務長官から、これは
独立採算制の機関だからというように意味の釈明
が一応あったわけですが、これはもう根本
の企業体制については変わらぬわけですから、も
うほんとうに政府に完全実施しようとする意図、
完全実施しようとする政策が生まれば、これは
簡単に実現できるわけです。来年から実現するで
あらう当初予算に組むとか、足らざるを予備費
と、こういうことであれば易々として実現できる
わけです。まあこういうような意味合いから、人事
院としては、あくまでそれがぐらつくようなこと
があつては許されぬわけで、この点の機会に、
当然のことではありますけれども、大事なことで
ありますから、この際この点についての人事院の
總裁のひとつ所見をはっきり伺っておきたいと思
います。

おるところでございますので、やるとすれば、予
算の総額を変えない範囲において、いろんな形で
私も責任持たたいと思ひますが、この予備費と
いう約束はちよつとできませんので、その点御了
解願ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 国家公務員法の私ども
人事院に期待いたしております使命は、まことに
これはもう申し上げるまでもない明らかなことで
ございまして、私どもとしては、そういう重大な
使命感のもとに、常に行動しておるわけでござい
ます。したがって、ただいま御心配らしい片
りんのおことがお出ましたけれども、私どもは
しゃんとしておるつもりでございます。

○伊藤道雄君 大臣大臣からのいまの所見で、来
年度についてのお考えが明確になったわけですが、
けれども、ただ予備費から足らざるを補うというこ
とについてはここで約束できぬと、そういう意
味の釈明があったわけですが、まあ私ども
は予備費にとらわれることはなくして、予備費で
あらうと補正であらうと、あらかじめ予備費であ
る程度組んでおくと、まあ災害対策費などは予
備費に入っておると思うんですが、その程度はわ
かりませんからね。しかし給与については非常に
恒常性があるかと思ひます。先ほど申し上げた
ように、二十九年に一回、経済情勢の悪化という
理由で勧告を、これはやらなかつたのではなく、
保留にしたわけで、しかし三十年は勤勉手当とか
期末手当の一部を出しておりますから、これは勧
告しておるわけで、二十九年だけだと思ひます、
そういう意味からは、そういうわけで長い間、二
十九年に一回そういう事例があつただけで、あと
は今日まで継続勧告が引き続きなされておるの
です。恒常性があるということで、給与改善費とし
てこれを当初予算に組む、そこまではよく理解あ
るわけですが、ただ当初予算のワケ内と
いうことになる、これは非常にきつめてだ
いじなことで、このワケ内操作ということになると、
人事院の勧告がそれ以上のときは一体どこからそ
の足らざるを補うのか、そこはまたわれわれの立

場から言うに憂慮されるわけですね。われわれし
らうとなつてから、専門家がでないですか
ら、どこから一体持つてくるのだらうかという疑
問が出てくるわけですが、そういう際はどこか
ら——われわれは予備費にとらわれることはな
い、どこからでもいいわけです。一体どこから足
らざる場合は持つてくるのか、そこを明確にして
おいていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) そこで最初に、どの
程度の準備をしておくかということが非常にだ
いじな問題になるかと思ひますので、そういう点に
技術上のむずかしさもございまして、いまい
ろいろ検討しておるところでございますが、大方の
ものを大体予想して準備するというのができた
ら、そのあとは大きい膨大な予算でございませ
ん、全くどうにもやりくりがつかぬというよう
な事態に追い込まれることもないじゃないかとい
うようなこともいま考えて、この最初の用意の仕
方というものをいま検討しておるところでありま
す。

○伊藤道雄君 もう私に与えられた時間が参りま
したので、これでもう遺憾ながらやめておきたい
と思ひますが、ただ最後に一点念を押したいの
は、そういたしますと、私どもの心配するのは、
当初予算に組む方向で努力される、これ、たいへ
んけっこうで、ぜひそうしていただきたい。この
点は異論はないわけですが、ただ人事院の勧告
は、いわゆる官民給与の格差、生計費とか物価、
そういうものをすべて科学的に調査検討して結論
を出すわけですから、災害ほどではありません。
災害はまあ全然自然のやることですから、全然見
当がつかぬわけですね。そこで予備費ということ
ですが、この給与については一応の大よその腰だ
めの見当はつくわけです。だがしかし、それを明
確に出してしまつと、人事院の勧告は、たとえ
大蔵省で一〇%の給与改善費を組んだとすると、
人事院としては一五%これは勧告しなければい
かぬという科学的の結論が出たとしても、どうもそ
の一〇%にとられてしまふわけですね。そういう

ことで、人事院本来の使命が達成できないわけ
です。そういうことをおそれるわけです。したが
つて大蔵省で、これは足らぬのは困るが、余るの
はいいということで、一五%、二〇%くらい組め
ば心配ないわけですが、そういうことは実際
問題としてできないわけですから、そういう場合
に、その足らざる場合にどうするかということ
が明確にならぬと、どうも納得できないと思
ひます。もちろん、必ずしも予備費でなくともい
いわけですが、しかしお答えの意味はそういうこと
もあるから、そういうことも含めていま検討し
ておるのだ、そういうことであれば、遺憾ながらそ
ういふ点は了解できるわけですが、そういう意味
に理解していいかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) そういう点の御心配
まで入つてしまつと、もう最初一定の金額をとつ
ておくという方式はもういかぬということ、こ
れは話が私は政府内部においてもきまらない問題
になつてしまひやせぬかということを考えてお
りますので、いまでもただそういう方向を現実
する形で諸方面との交渉をしているということ
でございます。非常にむずかしい問題でござい
ます。

○山崎昇君 伊藤委員の質問に関連してごく具
体的に私は聞きたいと思ふ。新聞報道によつて
正確なことはわかりませんが、いま大蔵省でや
つておるのは、四・五%程度来年度は物価が上
がらう、したがつて、それに見合う賃金の予算
として、五百億程度予備費に組んで対処してお
きたい、こういう報道なんです、そういう方向
かどうか、まずひとつお聞きをしたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 物価の予想分だけ
盛つておくという方針は、まだ全然きまつ
ていません。

○山崎昇君 そうすると新聞報道は全く誤報で
す。しかし、いずれ政府内部ではそういう方向
について私はかなり検討されておるのではない
かと思ひますが、どうですか。それも検討され
ていませんか。

○国務大臣(水田三喜男君) もう検討は多岐にわたって検討しております。たとえば人事院がこれくらい勧告してくるかも知れぬというものを予想して盛るといふこともむづかしいことでございまして、そうかといって、今度は物価の予想からこれくらいを当初予算に盛っておいたらというやり方も非常にむづかしい。この当初予算にどれだけの準備するかというところで、いろんな角度からやっておりますが、やはり皆さんの納得のいく方法でやらないとこれはなかなかやっかいだと思いますので、そういう点について、こういう形で、こういう考えから、これだけの金額を準備しようというところはまだ結論が出ておらないところでございします。

○山崎昇君 責任ある大臣から結論出ないと言われれば、それ以上私どもは言えないんですが、ここ一カ月ばかりの新聞をずっと見ると、大体公務員給与については物価の見込みを四・五と見て五百億円程度ついているわけですね。その程度で準備に組んで対処するんだというふうな方向が、ずっとこの新聞でもそう書かれるわけですよ。ですから、私どもは実際にやっていますから、大臣からまだ結論出ないと言われると何とも言えませんが、そういう方向が大体中心でやられているのじゃないかと推定しているのですが、その推定はずれていきますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 物価からの計算という推定は大体はずれているんじゃないかと思っておりますが、これは各新聞社も非常に関心を持っておりまして、また、とにかくむづかしい問題でござらないことではございますから、われわれの個々の検討は盛れていないはずでございします。○山崎昇君 はずれていると言われれば実際もう参ってしまふんですが、そこで角度を変えて、具体的に聞きますが、先ほど伊藤委員からもちょっと触れておりますように、来年は人事院がどういうパーセントで、どういう形の勧告を出したとしても、それを完全実施するおつもりですか、これをお聞きしておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) さっきから申しましたように、そういう方向へ改善したいための考慮でございします。で、私は先般参議院で言いました、人事院の勧告は、五月にさかのぼれというのとはずっとこの何年かの勧告でございしますから、あのとき言いましたように、どうも五月というものが私にのみ込めないのです。ほんとうにさかのぼれといったら、やはり一般企業、公企業と同じように四月一日から実施するのがいいのじゃないかというので、そういう点では人事院総裁よりももっと真剣に考えているような気がいたします。

○山崎昇君 いまそれも聞こうと思ったんですが、先手とられてしまったですね。それじゃ、人事院総裁ね、いま直接金を出す大蔵大臣のほうで、五月実施というのはおかしい、四月実施が正しいのだと、こう言うんですが、来年度以降の勧告はぜひ四月実施で勧告をしてもらいたい。そうでなければつじつまが合わないわけですね。どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) われわれは、先ほど来のお話のように、中立性を非常に強く持つておる機関でございますから、完全に自主的に判断させていただきます。

○山崎昇君 時間がありませんからもう一点でやめますが、人事院総裁にお聞きをしておきたいのは、国家公務員法によると、五%が一応のめどになつてはいるわけですね、民間給与との。それ以下でもこれは報告をしなければならないわけなんです。そこで心配するのは、さっき伊藤委員の質問に、大蔵大臣はそういう心配要らないという趣旨でありましたけれども、現実的に予算編成の際にある程度の見込みで予算が編成をされる、私はそれに合わせるような勧告になつてくるおそれがあるのではないかと。現実的にはそういう作業が行なわれるのではないかと。これもまたよい心配でないかどうかと、そういうこと、それから大蔵大臣のほうにはさっき給与課長から釈明がありました。しかし、ああいうものが一たん出ると、どう

釈明あろうとも、やっぱり一般の受け取り方は、ああ、これで大蔵省の考えどおり給与はきめられちゃうのではないかとという心配が出てくる。

そこで大蔵大臣に最後に詰めて聞いておきたいのは、あくまでも人事院勧告が出てから完全実施をします、大蔵省独自の判断だけで、予算だけで公務員の給与をきめちゃうということはいたしません、こう私は思っていますが、そういうふうな、決意あれば述べてもいい。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府が財政上一応この程度の用意をするといったもので、俸給表までつくつて、ここに法律のこのあれをお願いをするということでしたら、これは問題が起こるかもしれないんですが、そうじゃなくて、人事院の勧告を待つという体制をとっておくというやり方をする以上は、そういう政府の越権行為というふうなものは全然なくて済むだろうというふうに考えております。

○山崎昇君 人事院総裁、どうですか。

○政府委員(佐藤達夫君) いろいろ御心配のようなおことばでございましたけれども、これは、たびたび申し上げておりますように、私どもの立場としては、やはり私どもの公務員法上の重大な使命というものがありますから、この使命はまっすぐに正しく守つていかなければならない、そういう決意で臨んでおるわけです。

○山崎昇君 いいです。○北村暢君 これはくだいようですけれどもね、いまの問題、せっかく大蔵大臣見えておりますから、重ねて伺いたしますが、この予算編成の方法として、この現在の財政硬直化の一つの解消策として、公務員の賃金がすね、従来のように上がつていくということについては、財政当局としての見解として好ましくない、こういうふうな見解をお持ちであるようですね。特にこの財政硬直化というのは、大蔵省から出てきていて特異なキャンペーン張つたことばで、これを大蔵省が盛んに宣伝しておるわけなんだが、そういう理由のもとに、公務員の賃金は従来のような上がり方

でいくということについては好ましくないと、こう考えておるのじゃないですか。この点はどうなんでしょうか。

○国務大臣(水田三喜男君) この公務員の賃金が従来のように上がっていくのは好ましくないとはいふのはございしません、たとえば食糧とか、この公務員給与、この二つの補正だけでも本年度は千八百億円になるといふことでして、こういう補正要因の大きいものだけを当初予算で残してやっつけていくというやり方をしますという、国費全般の均衡、比較というふうなものができない。もう別扱いというふうなことで予算をきめるといふことの弊害というものは非常に大きいと思います。やはり今年度の歳入はどれだけを期待できるか、そうして、これに対する財政配分をどういうふうにするかという見通しをはっきりさせて、政策間の均衡をとるといふことをやらないと、特殊なものだけが一般とは均衡を別に独走していくと、こういう予算査定のやり方というのについては、やはり考えなければならぬ。やはり用意するものがあつたら最初において用意して、全般の均衡をとるといふ予算の編成方針が正しいのだという考えから出ているものでございまして、一番大きいものだけをあと回しで、それはそれという予算の作成のしかたは好ましくないという考え方からでございます。

○北村暢君 そこで、予算の組み方の問題ですが、これは先ほどおっしゃったように物価によってやるか、人事院勧告を推定するか、非常に内容的には困難な問題ですわね。確かに幾らかの大きなものをあらかじめ組んでおくにしても、その基準というもののについては非常にむづかしい問題です。それで、組むとするならば、これは給与担当大臣のほうとも関係するんですが、予備費に膨大なものを組むということは、これはできない。やはりある程度のベースアップというものを想定をして、そして人員を掛けて単価を上げて予算というものができるべきものですわね。そういうことで、予算はそういう方向で組むが、さて給与法改

正との関係、これはきのうも給与担当大臣は、勸告制度と予算編成との調整について、いかに調整するかという点について、いま政府内部で検討中だと、こう言われておる。したがって、四月から上がる予算を組んでおくのが、人事院の勧告を待って給与法というものを提案をして、予算の実際の運用はさかのぼって実施するのか、それとも四月から組むということは、四月に、人事院の勧告の出る以前に給与担当大臣は給与法の改正案を国会に出して、四月から実施をするのか、そこら辺はどのように考えておるのですか。予算編成と、四月から相当のものを、期待するものをあらかじめ組んでおくということ、実際に給与法を国会へ出して実施するということ、どういうような段取りでやられるお考えなのか。

○国務大臣(水田三喜男君) それは給与担当大臣がきのうお答えになったとおりでございますが、その調整はまだついておりません。いまでも、私どもの考えでは、補正なしの予算という構想をかりに実現しようとするならば、大きい補正要因を片づけるということでございますから、おっしゃるとおり膨大な予備費をとっておくというふうなやり方は、これはできないと思っております。したがって、給与については、給与に特定した給与の予備費的なものを新しい項目を置いて、そこにこれだけ予定しておるといふものはつきりさせて、そうしてあとは人事院の勧告を待ってから法律の改正をするというふうなやり方ではないと、実際にはできないのじゃないかというふうなことも考えていますが、これはまだ給与担当大臣のほうで、これでいこうというふうな結論にまでついておりません。

○北村暢君 給与担当大臣、ひとつどういう考え方でですか。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいま大蔵大臣が仰せられましたように、まだそういうふうな話を詰めるところまでいっておりません。で、しかしながら、人事院の保護機能、公平機能というものは、これは私どもといたしましては非常に高く、尊重

もし守ってもらわなくてはならぬと、こう考えております。ちょうどお話を聞きになりましたも、おわかりのように、私のところは、一方人事院からいろいろな要請なり、また人事院を守っていくという立場と、他方においては大蔵省の財政の現実と、こういうふうな両方あるわけでありまして、それで、これからどういふふうな法制的な扱いにするかとかということ、なかなかこれは十分検討しなければならぬと、こういうふうな考えておりますが、ちょうど私のところはサンドイッチのハムみたいなもので、人事院と大蔵省との間に入っておるわけでありまして、しかしながら、給与担当責任者としてしましては、まあそのハムの立場ではあります、十分あきらまきかせ、カランもきかせまして、ひとつうまいものをつくりたいと、かように考えておりますから、もうしばらくお待ちを願いたいと思っております。

○北村暢君 それはですね、いまの給与担当大臣のその意見というものは、人事院勧告を尊重するという立場と、それから大蔵省のほうからは財源的にあれですね、締めつけがくるという、サンドイッチだというのは、初めからサンドイッチを覚悟しておるのじゃ、完全実施するやうに言うたってまだできない、そういうことでは。

したがって、その問題はあとにしますけれども、いま大蔵大臣のおっしゃっておるように、あらかじめ大幅のこの想像せられる予算というものを、各省の給与費の予備費的なものとして、特別なワケにして組んでおいて、人事院勧告が出てから実施をするようなことになるのではないかと、まあ、こういうことでありますから、大蔵大臣のほうにはね、人事院勧告を非常に尊重する意味において、そういう意味であれば、私はさつきから大蔵大臣のおっしゃっておることはわかるわけですが、人事院勧告を尊重してそのようにやる、しかしその場合に、完全実施することが、まあ四月からやる予算を持つておるわけですから、その場合に勧告との間に若干の二、三の差があったとしても、それは既定経費の節約によってやる

とか何とかいうことで、予備費も若干全部を予備費でやるということ、先ほど否定されましたから、そういうことでやる。とにかく四月から実施できるように、しかも、あまりべらぼうな補正というものを組まなくてもできるようにあらかじめ組んでおく。それで足りなければ、わずかのものではあれば補正もあり得るということを大臣は答えておるわけですから、大蔵大臣の意思は、私は人事院勧告を完全実施する考え方だと思っております。そういうふうな受け取れるのです。ところが、給与担当大臣のほうには、どうも大蔵省が初めから締めてきて、人事院勧告のほうが高くて大蔵省が低くて、そのうちのサンドイッチのようで、大蔵省に対してカランをきかして少しがんばりましょうと、こういうふうな聞こえるのですけれども、それは大蔵大臣のせつかく答弁されておることとを、私は若干否定するやうな感じに受け取れるのですが、どうなんでしょうか。

○国務大臣(田中龍夫君) 私の申し上げておりますことは、もちろんそういうことではございません。これはもうそういうふうにお聞きいただいては困りますが、ただいま申しましたのは、法制上のいろいろなまだこまかい問題もございまして、それからまた、大蔵省がそれだけたっぷり財源を取っておいてくださり、またさらに足りないときには補正をしてくださるということなら、非常に私も喜ぶことではございます。

私は人事院と同じように、公務員を守っていくのが一つの職責でございます。また、内閣の全体の総合調整ということもございしますが、そういうようなことで、これからどういふふうな大蔵大臣に、あるいは人事院のお考えを、法制上の問題やら、その他のいろいろの財源上の処理やら御相談をしてみたい。まだ政府内部でまわっておるわけじゃございませんので、申せないと申しましたのはそのことでございます。

○北村暢君 そこで伺いしておきますが、衆議院段階、予算委員会等においてこの給与問題が論議せられておるのは、いずれも財政硬直化問題をお

やって、先ほどの五%だの何だのというのは別として、とにかく四月から予算を、ベースアップというものをある程度予期したものを組んでおくというところで、それを四月から法律改正で実施をして、そして人事院勧告がそのときにどういふ効果になるというのかというふうな議論になって、実施をしても、たとえば五%の実施をして、人事院勧告が八%であったと、勧告が八%の勧告、これは実施する以前の実態調査で、そうするとあとは、五%実施であるから人事院の勧告は三%である。したがって八%というのは、五%実施しているから、三%であっても、人事院は五%以下でも勧告できるということをおっしゃっておりますが、人事院はまたやれる、こう言っておる。それは四月実施を前提としておるわけですね。その五%なら五%、六%なら六%上げているということ、そういう議論が私なされておったというふうな聞いておるわけなんです。そうではないに、先ほど大蔵大臣が言われたように、人事院の勧告があった後に、予算はあらかじめ組んでおくが、四月から実施する。直ちに実施するのではなくて、人事院の勧告を待って、その後給与法を改正して実施する、こういうふうな、大蔵大臣の説明ですとそういうふうな聞こえるのですが、それでいいのですか、給与担当大臣。

○国務大臣(田中龍夫君) 私はたびたびお答えいたしましたように、人事院の機能というものを、ことに勧告権というものを制約しようとか何とかというふうなことは全く考えておりません。と同時に、いまの四月からよしんば実施という場合に、どういふふうなタイミングの勧告になりますか、あるいはまた春閣というふうなもの、人事院とされましてはいろいろ研究されなければならぬこともございます。その辺はひとつ人事院のほうがいまの経過措置をどうおとりいただくか、これはもう人事院のほうのやはお考えを伺って御相談を申し上げなかならぬと、かように考えております。

○北村暢君　そこでもう一ぺん、くどいようですが、従来人事院は八月勧告しているわけですね。

これが八月に勧告されたのでは予算当局としては迷惑だから、この勧告をもっと予算編成に間に合うように早く勧告を出してはどうかというように検討したらどうかという意見もあつたわけですね、予算編成との関係で、そういうこともあつたわけなんです。したがって、いまお話を聞いているという、八月勧告というものは従来どおりやると、八月から人事院の勧告を早めるということとかいうことはしない、八月勧告でやっていると、しかも人事院の勧告を尊重するということがない、勧告以前に給与法の改正ということはない、こういうふうな理解していいんですか。

○国務大臣(田中龍夫君)　なお、そういうふうなことも含めまして、人事院とよく御相談をしながらやろうと思つて、というの、勧告の経過措置としては、時期を早めてお出しただけであつたというふうな議論も、ただいまおっしゃつたようにあつたわけでございますし、人事院のほうでどのようにお考えになつておられますか、また、給与表みたいなものを、政府が一方的にやるわけではございませんし、十分御相談をしない限りやれませんし、そういう点はひとつ人事院によくお考えをいただいて、御意見を承つて処理したい、かように考えております。

○北村暢君　それじゃ人事院総裁にお伺いします、衆議院の予算委員会でも質問が出て、総裁は、官民格差が五%以下の場合であっても勧告した例もあるし、勧告もできますと、こういう答弁のあつたように伺つていますが、勧告の時期については、四月の調査は、民間給与を調査して八月に勧告するという考え方は変える意思はあるんですか、ないんですか。

○政府委員(佐藤達夫君)　いまお話しのように、五%未満の場合でも勧告した例もあるし、十分それは可能であるということも申し上げたわけなんです。ただ、いまの八月勧告の時期の問題は、総務長官も触れましたように、従来いろいろと検

討の対象とされておまして、政府も私もお互いに力を合わせて検討いたしましたけれども、これにかわるべき名案はない。ただ、この機会に少し触れておきますけれども、要するに一つのお話として、予算編成の前に、来年四月以降のことを予測して、その予測のもとに勧告してもらえないかという話が一番最初の段階に起つております。これは一つの常識であらうと思つて、しかし、それについては私も申しますと、うと、大体データをどこに求めるかという、八、九月ぐらいの数カ月前のデータに基づいて数カ月前の事情を推測しなきゃならぬから、これはなかなか責任を持つての勧告ということになるとできません、困難であります、そのぐら

いのデータならば、政府内部にもお持ちのはずですから、それじゃ政府内部でそれだけのデータをお使いになつて、予算のほうで取つておいていただければ、八月に勧告しても、完全実施は可能になるのじゃございませんかという話から、いまの当初予算にこれを組み込むという話に私も同意してはつながらるものと、いままでも思ひ込んでいたわけでございますし、そういう点で予測の勧告というのとはなかなかならぬと、私も四月現在でつかまえた官民格差というものを大きな基盤にして、精密な検討の結果、格差を求めておりましたために、たとえば八千円アップを要求されておりました組合側としては、それだけの大規模な調査をやつての格差なら、はなはだ不満だけれども、やむを得ないというところで納得していただければ、その反対の側の方でも、いろいろまた逆な意味の不満があらましても、それだけの調査の結果ならば、まあまあ不満だけれども、やむを得ないというところで御納得いただいているわけでございます。そういうきめ手があつても若干の御不満があるわけなんです。そういうきめ手がなしにこれをやつた日には、人事院勧告の信頼性といふべきか、権威と申しますか、これははなはだ憂えるべきものがありはしないかということから、なかなかわれ

われとしてはそういう方向への腰は上げられないということも言つて御説明申し上げておるわけがあります。

○北村暢君　ここで大体大蔵大臣、人事院総裁の勧告制度と予算の組み方の問題について私は一致していると思う。そういう意味において、給与担当大臣は、勧告以前に予測に基づいて給与法を改正すると、提案をするということはずあり得ないんじゃないか、このように思いますが、いかがでしょう。

○国務大臣(田中龍夫君)　そういうことも全部含みまして、ひとつもつとよく人事院とお話し合ひをいたしたい、また、政府のほうでも十分研究をいたしたい、こういうふうな考えております。

○北村暢君　最後に、私もう一ぺんくどいようですが、この人事院勧告の完全実施の問題は、当委員会においても、衆議院におきましても、何回か決議をしてきている問題です。今年も八月実施、財政当局として非常に苦勞をされて編成をされたということについては、私は確かにその勞は多としますけれども、しかし完全実施ができなかったことについては、これは昨日も伊藤委員、山崎委員からも出ているように、あらゆる報道機関、あらゆる論調も全部完全実施というものはまずやるべきだということを主張しているのです。したがつて、これはもう国会の意思もそうであるし世論もそうである。したがつて、予算編成上のいままでのあり方について、なかなか補正というものを大幅に組むというところについてできなかったという事情である。そのためにできなかったのは、極来年からは補正なしの予算編成ということ、極端に公務員給与というふうな膨大な補正というものが出てくることのないように、あらかじめ四月実施を目途に予算編成をする、そのことは決して人事院勧告を無視することでもないし、人事院勧告を正しく守る、いわゆる実質的に尊重する、こういう考え方からの発想である。世間で言われている財政硬直化によつて公務員の給与を押さえるための手段ではない。このことをはっきり確認でき

るかどうか、ひとつ各大臣からそれぞれ伺いたい。

○国務大臣(田中龍夫君)　ただいまの御意見のうちに、このことは、ほんとうに誠意と善意をもつてわれわれが真剣に考えておる次第でございますし、その点どうぞ御了承いただきます。

○国務大臣(水田三喜男君)　私もそのつもりで、まやっておるのでございます。

○多田省吾君　大蔵大臣がお歸りになると申しておられますので、大蔵大臣中心に、若干重複するとは思いますが、質問させていただきます。

近代労働法のたてまえで、公務員労働者の賃金というものは、当然近代においては先進諸国においても、労使が対等の立場で団体交渉によつて賃金を決定するといふたてまえになつておるのでございませうけれども、日本においては昭和二十三年七月三十一日の政令二百一十一号によつて、公務員労働者から団体交渉権と争議権を奪ひ、そしてその代償、見返りとして、第三者的な、中立的な性格を持つ人事院の勧告によつて賃金が決定される、このようになったのでございませうけれども、残念ながら、過去十九回にわたつて実施されてない。特に昭和三十五年以来去年まで、七回にわたつて人事院勧告の完全実施がはばまれて、特に勧告時期の問題もありましようけれども、財源難ということも理由にして実施時期をおくらしてきたわけなんです。当然財源の有無から実施時期をおくらされていくことはなく、完全実施を目標にして財源をどうするかという考えでなければならぬと思ひますが、今年度においては去年より一カ月前進したといつても、三カ月おくれの八月実施にきまつたわけではございませうけれども、どうして五月実施にできなかったのか、その理由を端的に大蔵大臣にお答え願ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君)　この理由はもう御承知と思ひますが、年度途中の勧告をさかのぼつて支給すべしという、勧告に應ずるだけの財源を中途で確保することが困難であつたということでありま

の及ぶ経費については、これから伸び率をどうするかというのはいま具体的にまあ検討によってこれをきめなければならぬので、そこで十分の伸びを期待するということはむずかしいということになるかもしれないが、社会保障の当然増経費を突更すとか、削るとかいうようなことは一切いたしません。

○多田省吾君 最後に、いま最初に大臣が、完全実施ができない理由として、当初予算にいままで組み込むことができなかったというのをあげられましたけれども、来年からそれができるとすれば、完全実施できない理由というのはほとんどなくなるわけでございます。私も、あくまでも来年は完全実施すべきであると思ひますし、また完全実施に向かつて絶対していきたいというお約束をしていただきたいということを重ねて要望したいと思ひます。

最後に、こまかいことでございますが、いまちょっと申し上げました給食費の問題、教科書無償問題、生活保護費問題、これはいままでのためえと同じようにやっていくということかどうか、はつきりお答え願ひたいと思ひます。それと先ほどの要望とあわせて最後に申し上げまして終わります。

○国務大臣(水田三喜男君) 当然増の問題は、法律制度、慣行を変えなければ手は触れることはできませんので、こういうものを削減するということはおそろしくむずかしいと思ひます。しかし、補助金全般、いわゆる補助金というものを一兆三千億をこえている。したがって、この零細な補助金については、ここで整理統合していいじゃないかという意見は、これはもう毎年出ておる意見でございますので、そういう意味から今年度は四百項目以上の零細補助金というものを整理いたしましたので、ですから一ぺんきめたものでもさういう観点からいろいろな整理統合というものはさらに私どもは続けたいと思ひますが、いま言われたような、整理統合を特に弱いところへしわ

寄せするといふようなことは避けながらやりたいといふふうに考えております。

○委員長(豊田雅孝君) それでは、午前はこの程度といたし、午後は一時三十分再開いたします。

午後休憩いたします。

午後零時三十二分休憩

午後一時三十六分開会

〔理事八田一朗君委員長席に着く〕
○理事(八田一朗君) 内閣委員会を再開いたします。

午前中に引き続き一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案及び防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

それでは順次御発言願ひます。

○伊藤道雄君 教職員の超勤手当について、人事院総裁にこの問題一点にしばって一、二お伺いしたいと思ひます。

この問題については、人事院が三十九年の勧告で支給すべき方向を明らかにして、研究の必要を勧告したのだから、あとは文部省が研究して予算化すべきだ、こういう経緯があったわけですが、当分の中村文相にこういうことを要請しておるわけですね。そこで、この勧告要請を受けた文部省としては、教員の勤務時間はきわめて不規則で超勤についてははつきりさせにくい、こういう当面上の口実で、しごく当然のこの要求は拒否し続けられてきたわけですね。しかしながら、労働基準法が教員にも適用されておる以上、超勤に対しては手当を支給しないわけにはいかないわけですね。これは違法になるわけですね。なお、教組からの訴えを受けた静岡とか大阪の地裁でも、超勤手当を支払うべきだといふことの判決が出ておるわけですね。こうした中で、前文部大臣は、さきの当委員会での私の質問に対して、調査の結果超勤の実態が

明らかになれば明年度予算に必ず計上する。こういう意味の約束を私にされたわけですね。この公約に基づいて、文部省としては六十三億円を概算要求に織り込んでおるわけですね。ここまではしごく順調にいったわけですが、もう総裁も御存じのように、一方、自民党の文教部会では、これに対して激しい反対の意向もあり、結局結論が出ず、現在たまたま非常に混乱しておる。こういう情勢があるわけですね。

ここで私は人事院総裁に特に見解をお伺いしたいのは、まあ総裁としては一応勧告の手を尽くしたのだから、もう私の関知せざるところで、あと文部省が予算化すればいいことだ、そう言つてしまえばそれまでですが、これは後ほどいろいろ申し上げますが、このままにしておくと憂慮にたえない混乱状態が起きるということは必至であります。したがって、人事院の立場では、ただ勧告すればいいというのではなく、国家全体の立場から、しかも合法的に行なわれるよう格段の措置を、人事院総裁としてできる努力をお願いしたい、そういう要請を込めてお伺いするわけですね。この点についていかがですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 問題の経緯は大体いまお述べになりましたようなことでございしますが、もう一ぺん正確を期するために繰返させていただきますと、御指摘のとおり、三十九年の勧告の際の報告書の中において、現行制度のもとに立つ限りは、正規の時間外勤務に対してはこれに充てる超過勤務手当を支給すべきは当然だといふこと、しかし、他方この問題は教員の勤務時間について現行制度が適当であるかどうかという根本的なものなる事項であることにかんがみ、関係諸制度改正の要否についてはこの点をも考慮しつつ、さらに慎重に検討する必要があると考えていること、これをうたいました、ただいまお話に出ましたとおり、勧告のあと中村文部大臣をたずねて、このうい根本問題がありますから、ともあれ実態調査をやつていただきたい、まあ実態を把握せぬことには論議はできませんからという趣旨で、実態

の調査をお願いして、まあ最近その調査がまとまつたといふことが事実経緯そのものでございます。私どもとしては、いま報告書の御紹介を申し上げますように、ひとつのそれは問題点である、大きな根本問題であるという認識に立ちながらあれこれ考えてまいっているわけでありまして。最近、文部省の調査の結果も明らかになりましたので、それをも勘案しながら検討をしている次第でございますけれども、いづれにせよ、なかなかこれは大きな問題でありまして、たとえ私どものおあずかりしている関係からいって、一体、教職員の方々に限られる問題か、あるいは研究職の方々に限られる問題か、あるいははいかというような横の関連もございしますから、したがって、そういう関係も見合わせながら、現在慎重に検討しているというのが実態でございまして、ここで結論を得ているといふところまで申し上げる段階にはどうもいっておりません。

○伊藤道雄君 いまおっしゃつた経緯のもとに今日まで来たわけですが、文教部会で反対する理由をいろいろ調べてみますと、問題は、これは教員の超勤手当というものは除外したほうがいい、これは号俸二号俸くらい引き上げて、そういう恩恵を与えてこの超勤に対してはやらぬほうがいい、こういう意向のもとに反対が相当ある、まあ予算的に見ても、とりあえず明年度からやるとすれば六十三億くらいで済むわけですが、これは号俸引き上げということになると、額ははるかに突破して百億は下らない、予算的にも非常に困難な問題もあるわけですね。そういうこともありますし、根本的には自民党の文教部会で言われているこの本俸の引き上げといふことと超勤手当支給とは全く別個の問題です。全く別個の問題であつて、本俸を引き上げるから超勤手当を支給せぬでもいいといふことは成り立たぬわけですね。しかも、超勤手当はいわゆる労働基準法を適用されている者に絶対には適用されなければならぬわけですから、したがって、教員にも労働基準法は適用されている現実をながめたとき、教員だけに超勤手当が支

給されないということは法的にも考えられない、これはもう法違反ということが明確であるわけです。しかも、先ほど申し上げたように、大阪、静岡等でこれは訴訟問題になって、結論は先ほど申し上げたように、地裁からこの教員に対しては超勤手当を支給すべきであるという判決がもう出ているわけです。そういうことで、もし明年度予算化されないような事態にでもなれば、いわゆる教組としては全国的な規模で四十六都道府県でこの訴訟を一挙に引き起こす、こういうことになって、こういう傾向は避けられない情勢にあるわけです、もし明年度予算化しない場合は、こういう緊迫した情勢にあるので、特に人事院総裁にもひとつ格段のお骨折りをいただいて、何とかこれを実現してもらいたい。いわゆる理屈を言えば、人事院総裁は勧告すればいいわけです。われ関せずえんではないわけで、なかなかそういう事態ではないわけで、やはり法的には人事院は勧告をすればいいわけですが、ただ法的に解釈されないで、そういう方面に特に理解の深い人事院総裁でありますので、この際ひとつその方面にも格段のお骨折りをいただきたいということを含めてお願いしておるわけでありまして、この点についてお考えをお聞かせいただきたい。

○政府委員(佐藤達夫君) 十分御趣意承りました、重大問題としての認識のもとに検討を続けてまいりたいと思います。

○伊藤道雄君 それでは時間の関係もございまして、この問題を要約するところいうことになろうかと思うのです。この人事院の予算化すべきだという意味の勧告が最初経緯報告の中にあつたように、こういう事実があるわけですね、そういうことが一つ。それから労働基準法が教員にも適用されておるといふ現実、それから静岡、大阪の地裁で超勤手当を支払うべきだといふ意味の判決が下されておるといふこと、それから御木前文部大臣から、明年度必ず予算化する、現に六十三億は計上されておる、こういう経緯もありますし、自民党の文教部会の言われておる超勤手当支給と号

簿引き上げ、これとは全く別個の問題であるといふこと、だから引きかえにはならぬわけですね。それで、もしこのことが明年度予算化されないといふまま申し上げたように全国的な規模で四十六都道府県で法廷闘争が展開される。かくては文教の府は非常に混乱におちいるであらうことが容易に察知されるわけであらうにたえないわけで、こういう幾つかまとめるとそういう情勢にあるし、そういう経緯もあるわけで、勧告をすればいい立場にある人事院総裁、特に人事院総裁を見込んでお願いしておるわけでありまして、そういう方面特に御理解深いから、ひとつ何とか解決するように格段のお骨折りをいただきたいと、そういう要請を込めてお願いをしておるのであります。

○山崎昇君 関連して、いま伊藤委員から教員の超勤の問題が出ておるのですが、この前の委員会でも文部大臣は、四十三年度からやると私どもに答弁したのである。だから、いまさらこれがまたごちゃごちゃするのはいかしくないかと思うのです。ですから四十三年度からまざるということにしてもらいたいと思うのです。それから二つ目は、これもやはり賃金の歴史から言くと、昔の師範学校卒業生は、同じ中等学校令ではあつたけれども、一般の中学校卒業生より十円高く採用しておつたのです。大学卒業生も同じです。ですから教員の給与については一般公務員より戦前であつても高かつた、しかし、これが昭和二十年の敗戦と同時に、いまのベース賃金になってからどれほどこれが一緒になつたわけですか。ですから教員の給与といふものを高いか安い、あるいは適当かどうかというものは、これは別の問題である、研究者も同じであります。そういう意味で超勤と、そしてその二倍を積み重ねることとか取引するやうな考え方は誤りですから、その点はぜひ区別をしてもらいたい、こういうことだけ申し上げて、それで四十三年度から文部大臣は私にやると言つたのだから、その点はどうか。文部省が来ておれば重ねて返答願いたい、文部大臣が来てなければ給与を扱う担当大臣からでも明確にひとつ答弁を願いたい。

それから立つたついでにもう一点人事院総裁に。これは違つたのですが、寒冷地給ですね。これはこの前の委員会でもお尋ねしましたが、四十二年度にかなり地元からも要求書が出ておりますし、私どもも主張しておるわけですが、早く勧告してもらつて、そして四十二年八月からさかのぼつて実施できるようにやつてもらいたい。それができるかどうか、いつ勧告を出すのか、あわせてひとつ見解をお述べ願いたいと思ふのです。

○国務大臣(田中龍夫君) その間の経緯は詳細私存じておりませんので、担当官からお答えさせます。

○政府委員(佐藤達夫君) 教職員の問題は、私はとくと拝聴いたしました。寒冷地の問題ですが、これはたびたび各方面から御催促を受けておりますことは事実であります。何ぶん非常に少数の手不足の中で研究をしておりますことでありまして、こういう給与勧告あるいはそれに伴う調整手当の問題というものは、大体同じ人間がやっておるものから、心ならずも延び延びになつておるものが、決してこれは引き伸ばしをはかつておるといふような悪意のものではない、いまだ十分御了承願ひます。この給与勧告がめでたく本日成立いたしますれば、来年早々からでもまた検討を再開して、急いでまいりたいと、こういうつもりであります。

○稲葉誠一君 超勤手当の問題で聞きたいのです。これはどういふ場合に実際超勤した人が請求権が発生することになるのですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 超過勤務手当の支給につきましても、正規の勤務時間外におきまして勤務することを経た上で、そして勤務したという場合につきまして一時間当たり幾らということがきめられておるわけです。

○稲葉誠一君 実際には命ぜられて勤務をしても全部が出ないわけでしょう。いまのあなたの意見によると、命ぜられて勤務時間以外に勤務をすれば、全部実際に勤務した人が支払い請求権

が発生するのですか、それはどうなつてゐるのですか。

○政府委員(尾崎朝夷君) 命ぜられて勤務した場合に支給しなければならぬことになつてゐるわけでございます。ただ、問題は実行上の問題といつたしまして、普通の行政官庁等におきましては超過勤務予算がございまして、そういう関係もございまして、業務の状況をにらみ合わせまして命令をする、そういう関係をにらんで命令をするといふことが通常行なわれておるうちに承知いたしております。

○稲葉誠一君 現実には命令をして実際に勤務をすれば請求権が発生するわけでしょう。そうすると、その何割ぐらいしか払わないといふのはどういふわけですか。請求権としては全部あるのですか、そのところはどうか。請求権をとつておりますか。債務と責任の問題になります。これは人事院総裁、専門家でございまして、これは人事院委員(佐藤達夫君) 局長のほうで専門家で、実は局長が答え申し上げたのとおりなものでございまして、予算との食い違いがございまして、ですから、命令を出すのについて予算とにらみ合わせながら命令を出しているといふことで、命令を出した以上は当然いまだ話のように債務と申しまして、支払いの義務があるといふことになるわけでございます。命令のほうを差し控えるという問題がそこに出てくるということになります。

○伊藤道雄君 この機会に給与担当大臣である総務長官に、超勤手当についての要望をかねてお伺いしておきたい。

先ほどのお答えでは、自分はまだ就任間もなく、超勤手当の経緯を承知してないといふ意味のお答えがあつたわけですから、そこで、さうさくひとつその点についてもお調べいただいて、いままでの経緯はいま総裁からも申し上げたし、私からも申し上げたとおりで、問題は、文部省としても予算化しようとしておる、そこまではいいけれども、自民党の文教部会で号簿引き上げをする

でいま懇談をしておるように聞いております。そこで問題は、たとえこの号俸引き上げをやっても、これは超勤とは全然別個の性格のもので、号俸を引き上げることによって超勤をなくするということはできないわけです。しかも、教員が他の公務員と同様にいわゆる労働基準法の適用を受けている以上、当然超勤は支払うべきだ。過去も大阪とか静岡の地裁で判決も出ているわけで、明確なんです。そういうことをよく御検討、お調べいただいて、ひとつそういう混乱をしますから、やはり給与——広い意味では給与の一環ですから、手当ですから、やはり給与担当大臣としての責任があるかと思うので、この点早急にお調べいただいて、何とか来年度当初予算に計上されるよう、文部省はその意図であるようです。格段のお骨折りをいただきたいという要請を込めて、ひとつお考えをお聞かせいただきたい。

○国務大臣(田中龍夫君) 御意見を伺っておきます。私のほうもいろいろ検討させていただきます。

○石原幹市郎君 医療職の適用を受けます医師の俸給の問題についてちょっと二、三聞いておきたいと思ひます。これは公務員の中でも相当高い平均額を示していることはわかるわけであり、けれども、民間と比べて、ことにお医者さんの中での官民ですね、これは非常な格差で、各国立病院なんかにおける医師の充実、あるいは優秀な医者を集めるというようなことについて非常な困難をしております。これは国家公務員ばかりでなく、地方に行けばもっとひどくて、保健所の医者を集めるとか、そういうことができないというところ、いままでたがができるほど聞いておられるとは思ひますが、人事院は医師の待遇改善についてどのような配慮を加えておられるか、まず聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 一番われわれとしてつらいところを御指摘いただいたわけなんです、私ども官民格差を調べます際には、やはり職種別に

ちゃんと調べておるわけですが、その場合にいて医師の関係はただいま御指摘のとおり、に開いてくる一方でございまして。これは五十何%という格差で、これはたいへんな格差だろうと思ひます。したがって、これははたておくわけにはまいりません。そこで、いまだどういう手当をしておるかというところ、ございまして、けれども、従来もいろいろ努力を積み重ねてまいりましたけれども、たとえば、ことしの勧告の場合におきましては、初任給を相当に引き上げております。それから特に若手の医師の人たちを中心に大幅な改善を行なつたつもりでございまして。たとえば昭和三十八年まで教育職の(一)の人々と比べた場合に、医師のほうは同額であつたのでございまして、けれども、本年の勧告によりまして、その間、最高二千五百円の差を生ずるまでの努力はしてまいりましたというところが一つ、それから運用面におきまして、初任給を決定します場合の方法、前歴を完全にそのまま取り入れる、あるいはそれに伴つて在職者の調整もする、これもほかの職種には例のない思い切つた措置をとつておるわけでありまして、ことしとくに特色として思い切つた措置をとりましたのは、医師について、昨年、初任給調整手当を普通の場合の倍にして五千円ということにいたしましたのですが、ことしさらにこの初任給調整手当を思い切つて改善いたしました。特にへんびな場所に在勤する人々、へんびな病院へ採用される医師の方々について、あるいは採用の困難性、あるいはまたそういう地域にある民間の病院との格差も著しいというところを何とかカバーせねばいけません。ことしから、従来、昨年、五千円均一の初任給調整手当にしておりましたのを、今度はその上に二段階、初任給調整手当の段階を設けて、最高が一万円、それから中間が七千五百円、それから五千円というようにすることにしたとして、そのほうの手当をしておりますわけでございます。ただ、この民間の医師と国家公務員である医師の方の給与を比べます場合に、一体民間の医師の俸給と見られるものがどの

程度の額のものをつかんでおるかということから申しますと、いろいろこちでは別建てになっているものが向こうのほうでは一括されているのじゃないかというふうなこともありまして、まともには五十何%というのを取られるべきかどうかという問題もあつたけれども、いざにせよ大きな格差のあることは事実でございまして、そういう措置をとつております。じゃ、なぜその格差を完全に埋めないかというところについては、いま申しましたような一つの条件もございまして、同時に、やはり民間病院はそれだけの問題でありますけれども、国家公務員は、御承知のように非常に幅の広い職種をかかえておられて、研究員の人、あるいは大学の教官、あるいは厚生省の局長などにもやはりお医者さんの方が相当おられます。それからその他の行政職一般の関係とをバランスも考えなければいけないというふうな、いわば公務部内の均衡の問題もございまして、とことんまで思い切つた措置をとりますと、そつちのまたバランスがこわれてしまふ。厚生省のお医者さんで局長になつておられる方をどうするかというふうな問題も手近なところに伺つておるわけでございます。そういう点を勘案いたしまして、まあできるだけの利便な改善をするように努力しつつあるというところが結論でございます。ただ、いかにこういうことが結論で見えますと、お医者さんそのものが非常に不足のやうな気がする。たとえば大学の医学部あたりでも、給与人員を拝見いたしますと、非常に少ないのじゃないかという感じもいたします。一方においては供給源のほうをよほど考えて、ただかかないと、抜本的な解決は見られないのじゃないかという感想も持つておりますので、つけ加えておきたいと思ひます。

○石原幹市郎君 質問の過程でまだいろいろあつたんですが、いま総裁が医者の不足、医師が不足しておるのじゃないかというところを指摘されたので、私も前から医者のやうに絶対数が足りないのじゃないか、ことに辺地で医者が得られないこととはもうたいへんなことで、いま辺地ばかりでなしに、一般に病院その他において医者を得ることが非常に困難である。これは極端な例ですけれども、東北のほうでは台湾のお医者さんを、これは現実にはくわがやでついている国民健康保険で、台湾からお医者さんに来てもらつておる。日本は東南アジアの経済援助、技術援助で医療援助をやるというわけでは非常に力を入れておるのですが、台湾のお医者さんを日本に来てもらつておるというやうな現状、これは非常に遺憾に思つておる。で、厚生省の医務局長、医者が足りておるのか足りてないのか、どのような手当をしても医者が絶対数が不足であるということであれば、この問題はいつまでたつてもばくは解決しないと思うので、それらの点についての厚生省のいまの考えをひとつ聞かしてもらいたい。

○政府委員(若松栄一君) 最近の医師の不足がきわめて緊迫した状態になつてまいりましたことは事実でございまして、私もまことに残念に思つております。現実には医師が非常に不足していると思つております。なぜこのやうな状態になつてきたかという一つの大きな原因は、やはり日本の経済生活の向上とともに、現実には国民の健康は総体としてはよくなり、寿命も延び、死亡率も減つていくにかかわらず、医療需要というものはそれに比例して多くなつておるわけでございます。したがつて、昭和三十年ごろ、約十年前に比べますと、国民の医療需要というものは約倍近くに伸びております。現実には医者がかかるという量が。しかも、この需要は昭和三十六年ごろの国民皆保険を契機といたしましてきわめて急速に伸びております。したがつて、端的なあらわれといたしまして、ただいまいふなかの病院で医者がいなくなつたというところでございまして、病院だけを見ても十年前におきましては病院の仕事の量と現在と比べますと、大体八五%患者数で伸びております。にもかかわらず、医者は一五%程度しか伸びていないというところで、きわめて大きくなつたにもかかわらず、医師の供給が足りなかつたということが絶対的な要件でございまして、これは国際的な立場

で見ますと、日本の医師というものは人口十万人について現在大体百十一でござりますが、アメリカあたりが大体百五十前後、それからドイツ、イタリアあたりが百六十ぐらいでござります。そういうことで絶対的には不足に思ひます。したがって、この医師の供給に對しても、現在計画的に養成をふやしておりまして、昭和三十五年ごろに医学科の定員が約二千八百二十名ぐらゐでござりましたけれども、本年は三千八百四十名ぐらゐ、約千二百名ぐらゐ増加いたしております。来年も若干の増を見込んでおります。そういうことで現在一番苦しいといひますか、古い時代の医学校の卒業生だけで、医療需要だけ多くなつてゐる。これから数年後は若干ずつでも医師の供給はかなり上向いてくるということでござりますが、なお総体の医師の逼迫を緩和するにはちよつとまだなかなか困難ではないかと考えます。

○石原幹市郎君 厚生省でも医者の不足を認めて、医師の増加対策をやつておられる、きょうは文部省からはお話を願つてないのであります。が、医者は二年や三年で一ぺんにできるものじゃないんで、教育だけでも数年、一人前になるには十何年かからなきゃならぬわけでありまして、これは何ですか、文部当局と緊密な連絡のもとに年次計画でも立てて、医学生を養成機関を、官公立を問わず相当ふやす計画をもつて進められておるのかどうか、こまかいことはあんまり要りませんけれども、その点もう一ぺんひとつ。

○政府委員(若松栄一君) お話のように文部省が養成を担当しておりますので、文部省にお願いをいたしまして、医学部の収容定員をできるだけ増加させていただくということで、現在可能な限り増加させていただくということで、ほとんど現在に限り一ぱいまで増加をいたしております。今後はむしろ医学部の新設ということによらないと、これ以上の増ははかれないという状態になつております。

○石原幹市郎君 医学部の新設なんかも考えているんですか、これは文部省に聞くべきことかも知れないが。

○政府委員(若松栄一君) 医学部を新設したいという声の方々の県で起つております。これに對して私も積極的に文部省にはこれを促進してほしいというのを申し入れております。

○石原幹市郎君 先ほど総裁も述べられたんであります。が、医者の官民給与の格差ですね、今年度は五・二・五%ですね、官のほうは半分にならないということですね。それで公務員の離職率といひますか、やめていく率、医者の離職率といひますか、はなからだんだんふえちゃつて、いまでは毎年採用する者よりやめる医師公務員のほうが多いという現状になつてゐるということ。これは人事院でも先刻御承知のことですか。

○政府委員(佐藤達夫君) 数字はいま持ち合わせておりませんが、非常にいまお話しのように離職率が高いということはもう事実だと思ひます。

○石原幹市郎君 新たに採用する者よりやめる人のほうが多いという現状ですね、これをこのまま見てゐるといふわけには私はやばいかならないんじゃないか、国立病院なり、国立病院といへば最高の医療機関であるといふふうに一般に考へてゐるわけですからね。これは人事院といひか、ほんとうは総理にでも聞かにならぬことですが、総務長官にたまにおられますから、この現状は政府、内閣においてもはつきり認識、把握して、これに對する方策を真剣に考へておられるのかどうか、ひとつ総務長官から。

○国務大臣(田中龍夫君) ただいまお話しのこと、非常に大事な点だと思ひます。御意見十分拝聴させていただきます。

○石原幹市郎君 そこで総裁、今回は医者に對しては初任給調整手当について特別の考慮をしたと、こゝ言つておられますが、いま医者の不足といふのは辺地に足りないといふことばかりでなしに、もうあらゆるところで足りないのです。だから、この初任給調整手当といふのをとつて、広い考へで、医療職の医師全体について考へてみると

いふようなお考えはありませんか。

○政府委員(佐藤達夫君) 全体としては、まあ先ほど触れましたその五千元というものが土台にはなつておりますんで、それをさらに底あげをするかという問題が一つ御指摘の問題としては出てくると思ひます。しかし、まあ今年はその上に二段階設けたということで、すでにまた在職しておる若い者にもそれが均てんするようになつておりますから、そういう一万円、七千五百円のところには相当行き渡る、五千元のほうもさらにということとは次の問題として考へたいと思ひます。

○石原幹市郎君 それから、これはほんとうは行管長官がおいでになつてから触れたいことだったのですが、医務局長もおられるので、ついでに一言だけ聞いておきたいのだが、今度何だか五%削減といふような話も出ておる。これだけ医療公務員職が足りないのに、さらにそれが一律に五%も医療職が減らされるというふうなことではいよいよ深刻な事態になるのじゃないかと思ふので、この点についてひとつ医務局長、厚生省としてどういう態度で臨まれようとしておられるのか。それから行管からも局長が見えておるようだから、行管としてのこの問題に對する考へ方を聞きまして終わりたいと思ひます。

○政府委員(若松栄一君) 厚生省関係の医療機関、特に国立病院等におきましては年々医療需要が絶對的に増加いたしておりますので、どうしてこの定員を削減するといふことはきわめて困難な実情にござります。しかし、現実には欠員補充の原則がござりまして医療職につきましては九割だけは補充することができるようになつておりますので、離職者の一割だけが凍結されるという状態になつております。しかし、また一方新しい需要が相当出てまいりますので、たとえば国立療養所における重症心身障害児の施設であるとか、新設される面もござりますので、それらの凍結要員をこゝう新設の開設される施設等に振り向けるために凍結解除等をしていただきまして、事実上凍結がきわめて少なくなる現状でござります。その

のほかに現実にこの業務量のふえる量に見合ひまして、年々比較的少数ではございますが、定員増が認められておりますので、総体としては国立病院、療養所におきましては年々総定員の増加を來たしてゐるのが事実でござります。

○政府委員(大田昌男君) 今回、三年五%という決定がなされたわけでござりますが、これの具体的な削減につきましても省庁別の目標は今後作業することになつております。

〔理事八田一朗君退席、委員長着席〕

その際、医師、看護婦等におきまして特別な職につきましては十分な考慮を払ひたいと思つております。現在の欠員補充におきましても、先ほど厚生省のほうからお話ございましたように、一般の職員と比較いたしまして低い、低いと申しますが、高い補充率を認めておるわけですが、そういう点も考へまして、十分慎重に検討したいと思ひます。

○石原幹市郎君 最後にひとつ要望を。以上述べましたように、医療職の医師の問題につきましては、これはほんとうに人事院も政府もやはりもう少し真剣に考へてもらなければいかぬ。国民皆保険だなんて、制度だけはでき上がったわけでありますが、いまは保険あれど医療なしといふことばがやばやばとつてゐるわけなんです。皆保険で、保険制度はできたけれども、保険の実態である医療はないじゃないかといふことになつておるので、この医師の公務員の処遇については、これは上げるだけが能でないかもしませんが、公務員制度全体のワクの中において、ほんとうに真剣に考へてもらなければ、人命をあずかる、しかも公務員ですから、むしろ言いかえれば指導する立場にあるものが、採用する者よりやめる者が多いといふような現状をこのままに放置しておくことは私はできない。それから医師が絶對不足であるといふことも、人事院なり政府も認めておるのだから、これはあらゆる努力を払つて、医師の増加といふことを考へてもらなければならぬと思ひます。この点を強く要望いたしまして私の質問を終わります。

○国務大臣(田中龍大君) この三年間と区切りましたのは、御案内のとおりに、人事院のほうにおかれましては、三年間で暫定手当その他の調整をなさるといふことも承っておりまゝです、反面におきましては、この諸手当を精密に御調査、御研究いただいております。このやうにやりますと、三年間ぐらゐは最低必要であるといふことから、三年といふことに相なっております。

○多田省吾君 人事院総裁にお尋ねしたいと思いますが、先ほど大蔵大臣並びに総務長官から、当初予算に繰り入れるというお話がございました。予算に繰り入れる量が少なくなりました、多いにしまして、非常に人事院としてやりにくい面もありだと思ひますし、またいつものとおり中立的にわづらわれないでやっているとと思ひますけれども、その点に關する人事院としての御要望、また二番目には、いまお話のあつた都市手当を調整するとして、また三年間に区切つたことに對する人事院としての御所見を承りたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) 第一段の当初予算に勸告財源を保有することにつきましては、私どもはきつめて単純明快な立場に立つておるわけでございます。すなわち、私どもの念願は、勸告をぜひ完全実施していただきたいといふことに尽きるわけでありまして、その完全実施の實現のために役立つかどうかという観点からこれを見てまいつておるわけではあります。その意味から申しますと、従来当初予算で準備が全然してありませんために、年度半ばに至つて財源をあらゆる方面からさがしになつたといふことであつたわけでありますけれども、ただいま、本朝来お話の出ておりますように、当初予算であるけれども、勸告に備へての用意と申しますか、含みを持たして編成をしていただきますならば、それはそれだけに勸告の實施にはすぐ便するわけでございます。決してこれはマイナスではない、プラスであらう。準備された金額によつて勸告の完全実施が全部まかなわれるならばそれにこしたことはないわけでありまゝです。

ら、万一不足があれば不足分だけをひとつ何とお手当をお願いしたい、こういうことになるわけですが、失礼しました。第二点を忘れておりました。都市手当の問題であります。ただいま総務長官からお答えしましたところで、私もそういう趣旨だと思つておつておりましたわけですが、名前が変つたこと、それから三年以内の期限がついたこと、これは私どもとして別段異存は持つておりません。

○多田省吾君 防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案の点で二、三、防衛庁長官もいらつしやいましたので、お尋ねしたいと思ひます。まず初め、この中に防衛大学の学生の手当の改定を行なうとございますが、その防衛大学の学生につきましては定員からはずされておるわけでございますが、その理由並びに、卒業いたしました後も義務づけが全然ないわけでございます、また返還の義務ももちろんないわけですが、この防衛大学の学生といふのは法的にどういふ立場にあるのか、その点をお伺いしたいんです。

○政府委員(藤生茂君) 防衛大学の学生は、自衛隊法にも規定されておりますように、学生といふ官職名を持ちました国家公務員であるわけでございます。防衛大学の学生は二等陸尉、三等海尉または三等空尉以上の自衛官になるべく教育訓練を受けておるわけでございます。したがって、その身分につきましても、自衛隊法に規定されておりますように、防衛庁の職員といたしまして、学生であるといふことの特性に基づきまして特殊な規定がある以外には、防衛庁職員について規定されておるところの規定が適用されておるわけでございます。ただその職務は、先ほど申しましたように、幹部自衛官として必要な知識なりあるいは識見なりを養ひ、また将来幹部として十分な部隊の長としての体力とかあるいは氣力を養つていくことに主眼があるわけで、それに即したやうなものといひましてこの学生手当といふものを考へたわけでございます。学生手当は、いわゆる俸給といふ考えではございませんで、学生が修

学をするにあたりまして必要な学用品その他の日常生活上の購入品に充當するに適當な額といふことでこのやうな学生手当を設けておるわけでありまゝです。

○多田省吾君 自衛隊員の充足率の問題でございますが、いつも言われることは、不景氣になると充足率が高くなる、また景氣がよくなると充足率が低くなるというやうな傾向も強いやうでございます。どうしても充足率が少ないやうな場合には、また多いときもほぼ同じであります。現在新憲法によつて、憲法の精神に従えば軍隊はないのが當然でございますけれども、自衛隊に應募する方々は、もちろん心の中では日本の防衛といふことを考へて、安全保障といふことを考へて応募するわけでございますが、人間でございますから、中にはどうしても、給与が低ければ、民間給与に比べて公務員給与が低ければと思ふ人もこれは當然のわけでございます。その充足率を最初にお伺いしたいわけですが。

○政府委員(藤生茂君) それでは、最近におきまします、すなわち十一月末におきまして自衛官の充足状況について御説明いたしたいと思ひます。陸上自衛隊につきましても充足率は八九・六%でございます。それから海上自衛隊につきましても九二・九%、航空自衛隊につきましても九四・八%でございます。自衛隊全体に對します充足率は九一%になつております。

なお、つけ加えて御説明いたしますと、自衛官の募集にあたりましては、當然募集目標を掲げて募集活動をやつておるわけでございますが、その募集目標の達成率について申し上げますと、今日のとおり、陸上自衛隊につきましても一〇七・〇%、海上自衛隊につきましても一〇七・四%、航空自衛隊につきましても九八・九%、全体の目標達成率は一〇〇・七%になつております。大體募集目標の達成率は順調な歩みを續けてきておるやうなことが申し上げられます。

○多田省吾君 それにしましては、この前もこの委員会でも柳岡委員から、千葉のカービン銃持ち出し威嚇問題等で追及がございましたけれども、最近また鹿児島で海上自衛隊員が短銃を使つて無理心中をやつたといふことも報道されておりますが、こんな詳しい説明は必要ございません、きょうは趣旨が違ひますので。ただ、そういう自衛隊としての教育の面で非常なたるんでおるのではなかつたかといふことが十分考へられるわけですが、せつかつ大ぜいの自衛隊の方が教育を受けながら、こつこつ問題ばかり引き起してゐるのでは、國民がますます自衛隊から離れていつてしまふといふことが十分考へられます。防衛庁長官として、簡単にでかつこうですから、どのやうに考へておられるのか。

○国務大臣(増田甲子七君) 私は平素の訓示いたしまして、自衛隊を愛してはゐるけれども、しかし同時に規律はきつめてきつて、そのつもりでおれといふことを、幕僚長以下全制服組に對して申しております。もちろん内局についてもそうでございますが、しかるに、また今回のやうな事件が起きました、まことに遺憾にたえませんといふことを持しまつてついでに申し上げる次第でございます。

それから、この前と同様なことは、武器、彈藥等使用したといふことでございます。これは自衛隊の歴史からいつてもあまりないことでございまして、自分の持つておつた、あるいは演習に行つておつた同僚のものを使つたといふのがこの前のカービン銃事件でございますが、今度は武器庫、彈藥庫から武器、彈藥を窃取いたしまして――窃盜でございます、そしてこれを使用して無理心中をはかつたといふ事件でございます。

そこで、武器庫、彈藥庫のところを、私がいつも隊を視察します場合には、武器、彈藥等の管理保管、宿直等につきましては特に命がけでこれを守れと、非常にきびしいとしておるわけでございまして、國民の皆さまの武器であり、また隊員でございます。それがほかの目的に使われるなどといふことは許し得ないことでございまして、非常にきびしくやつておりますが、詳細なことはほか

の政府委員から答弁申し上げますが、武器、弾薬庫から筆銃が盗まれた、弾薬が五十六発盗まれた、このことは非常に遺憾にたえないわけでございまして、武器、弾薬の当番、宿直等の連中と話をしておいて、平素から顔なじみでございまして、その宿直の連中が交代におもむいていらずから、その宿直の連中が交代におもむいていらずから、かぎを盗み、かぎでさらに武器室、弾薬室へ入りまして、これを窃取いたしました。乱用したという事件でございまして、まことに持たざるに對して申しわけないと思っております。特に嚴重に武器、弾薬の保管につきましては將來とも臨むつもりでございまして、部下にも強くこのことを訓示をいたしました次第でございまして。

○鬼木勝利君 関連。隊員の充足問題についていま問題があらわされたが、私はその充足とちよつと違つた、医官ですが、昨年度、それから本年度の医官をどれだけ充足したか、充足率です。現在、自衛隊の隊員に對して医官の率はどういうふうになつておるか、また隊員の健康管理というものがどういふふうに行なわれておるか、はつきりひとつその点を、医務局長が見えておれば医務局長、はつきり説明していただきたい。現地を私は詳細に調べておるから、はつきりひとつその点を承りたい。戦前は、あるいは戦時中は、軍医というものがあつて、隊員の健康管理、保健というものは全きを得ておつた。今日はたゞさんの自衛隊員が医者がいなくて非常に困つておる。そして、隊員を優遇するとか、あるいは自衛隊を愛する自衛隊だとか、国民の自衛隊だとか、その自衛隊員を冷遇しておる。あとで防衛長官に私その点お伺いしたいが、一次防衛、二次防衛、三次防衛というが、兵器づくりが国防ではない。なぜ隊員の保健、健康管理を十分やらないか。これは私が数年来叫び続けてきておることです。どういふ経緯になつておるか、その点を明らかにひとつ承りたい。

○政府委員(麻生茂君) 先ほど石原先生からも一般の医者の問題について御質問がありました。自衛隊におきましても、医官の確保ということに

對しましては非常に困難に逢着し、また非常な努力を払つております。先ほど御質問がありました医官の充足の状況は、大体定員に對しまして約四〇〇〇程度でございまして、ただこの四〇〇〇も、病院のほうの率約八〇〇近くでございまして、部隊におきましても、先生が御指摘になりましたように、部隊に對しては配置されておらず、そのために医官が十分に充足されておらず、そのために隊員に對するところの診療なり健康管理というふうなものに對して十分な施策が徹底しておらず、ということにつきまして、われわれ非常な憂慮をしておるわけであります。したがって、庁内とい

まして根本的に考えることをいたしまして、地方の医科大学等との連携、あるいは、医官が採用されましたあと、地方の大学とも連携をとりまして、修習というふうな制度によりまして医官が十分確保できるようにいろいろな努力を払つておる次第でございまして。しかし、何ぶんにも、医官全体の問題といたしましては、先ほど申しましたやうな充足率でありまして、これが充足には非常な困難を感じておるといふのが現状でございまして。

○鬼木勝利君 医官の充足率は非常に悪い、隊員の健康管理というものは遺憾ながらできていない、はつきりあなたに申しました。まことに遺憾千萬だ。防衛長官は何とこれを考えられるか。単にこれを兵器を増強する、一次防衛、二次防衛、三次防衛と、戦前、戦時中は軍医がたゞさんいましたよ。できないことはないわけですか。民間の医者を委託して頼むなんて不見識きわまりない。もう少し防衛長官は、ほんとうに自衛隊でも元老で何でもおわかりになつておる方ですから、もう少し、ほんとうに隊員をかわいがつていくのだ、さすれば私はりっぱな自衛隊になると思う。なぜ隊員を優遇してやらないのですか。防衛庁職員の給与改定なんて、なぜそういうところに、人命を預かるところの医官をなぜ防衛庁に招聘しませんか。増田

防衛長官のような、あなたのような元老ならでざるはずだ、自衛隊で。おれは先輩だ、実力者だなんて、いままでの防衛長官と何ら変わるところがない、そういうことは元老の元老たるところではない。いかがですか、その点。防衛庁長官にはつきりひとつ、あなたの真に隊員を思う長官としての考えを承りたい。

○國務大臣(増田甲子七君) 鬼木先生が自衛官の健康のことについて御配慮くださいまして、また叱咤激励いただきまして、まことに感激にたえない次第でございまして。そこで、医官の充足対策といたしましては、かねてからの懸案でございまして、何とかして医官を持ちたい。私といたしましては、昔は各連隊に衛戍病院があつたものだが、そういうしうしかけのものをしたつていいじゃないかとたいぶ強く言つたわけでございまして、いまのところ十人來てよいところを四人しか來ておりません。いたし方なく、營外の一一般病院その他で診療を受け、そして治療を受ける、こういうことになつております。その診療、治療ということとは國で配属していただくわけですが、私の心がまえといひましたし、まず第一に、自衛官自身の生命、身体、健康、そのことにきつめてあつたか、配属をしろといふことをそれぞれの上官に希望いたし、また監督いたしておる次第でございまして。しかしながら、一面、精強なる部隊でないといふ事の際に國民の御期待に沿える働きができないわけでございますから、訓練は怠つてはいけません、こういう態度で臨んでおります。しかし、外部的、外傷的な疾患というものはわかりやすいのですが、内部的な疾患というものはなかなかわかりにくい、本人も無理をしたり、また上官も無理をしているといふことがわからない点も多々あるのだから、その内部的疾患のことも配慮しろといふことを、さきよりは衛生局長に承つておりましたが、各幕僚の衛生部長、また内局にある衛生局長等にも強く言つております。また、それぞれの部隊を見た場合には必ず、内部的疾患というものはよく目に見えないのだから、そこまで察してやらなければいけ

ない、無理をして最後にはたつと倒れて一生再起できないといふようなこともあり得るから気を付けるようにといふことを言つておられますが、各般のことを講じたい、こう考へておられます。最近はどうも医官の充足率は上がつております。しかし、何と申しましたも、お医者さまはほかのほうで経済的にも恵まれておられますから、自衛官としての医官になることをあまり好まないといふ傾向もございまして、そこで経済的方面のことも何とかして配慮して、お医者さまに對してはほかの幹部職員とは特段の待遇をするようにといふことも研究せよといふことをいま申しつけておる次第でございまして。

○鬼木勝利君 衛生局長が見えておられませんか、この問題私は保留いたしました。防衛庁長官のお気持ちはよくわかりました。衛生局長にまたお目にかかつて、次回に譲ります。

事実、隊内におけるところの健康管理ということとができておりません。あたら有る望なる隊員が、半ば不具者のごとくになつて、それを数年間放置しておる。まことに不都合千萬です。だから、毎日毎月の健康管理はどのやうにしてあるか、また本庁ではそういう月報でも取つて報告を求めておるかどうか、そういう点について詳細に私は承りたいと思つておる。これは次回に譲ります。どうもありがとうございます。

○多田省吾君 人事院総裁いらつしやるまで、もう一点防衛庁長官にお伺いしたいわけでございまして、この法案に直接関係がありませんが、機会がありませんので、申しわけありませんが一点だけお願いしたいと思つておる。

この前の十四日の衆議院内閣委員会で、社会党の橋本委員の質問に答へられて、アメリカから全十二の基地周辺に電波障害緩衝地帯を設置したいといふ申し入れがあつたことを明らかにされたのでございまして、いま神奈川県の上瀬谷ですが、そこで行なわれておるわけですが、非常に被害がはなはだしくて、周辺の住民がラジオさへ聞けないといふ状況です。神奈川県では今度その中

ない、無理をして最後にはたつと倒れて一生再起できないといふようなこともあり得るから気を付けるようにといふことを言つておられますが、各般のことを講じたい、こう考へておられます。最近はどうも医官の充足率は上がつております。しかし、何と申しましたも、お医者さまはほかのほうで経済的にも恵まれておられますから、自衛官としての医官になることをあまり好まないといふ傾向もございまして、そこで経済的方面のことも何とかして配慮して、お医者さまに對してはほかの幹部職員とは特段の待遇をするようにといふことも研究せよといふことをいま申しつけておる次第でございまして。

○鬼木勝利君 衛生局長が見えておられませんか、この問題私は保留いたしました。防衛庁長官のお気持ちはよくわかりました。衛生局長にまたお目にかかつて、次回に譲ります。

事実、隊内におけるところの健康管理ということとができておりません。あたら有る望なる隊員が、半ば不具者のごとくになつて、それを数年間放置しておる。まことに不都合千萬です。だから、毎日毎月の健康管理はどのやうにしてあるか、また本庁ではそういう月報でも取つて報告を求めておるかどうか、そういう点について詳細に私は承りたいと思つておる。これは次回に譲ります。どうもありがとうございます。

○多田省吾君 人事院総裁いらつしやるまで、もう一点防衛庁長官にお伺いしたいわけでございまして、この法案に直接関係がありませんが、機会がありませんので、申しわけありませんが一点だけお願いしたいと思つておる。

この前の十四日の衆議院内閣委員会で、社会党の橋本委員の質問に答へられて、アメリカから全十二の基地周辺に電波障害緩衝地帯を設置したいといふ申し入れがあつたことを明らかにされたのでございまして、いま神奈川県の上瀬谷ですが、そこで行なわれておるわけですが、非常に被害がはなはだしくて、周辺の住民がラジオさへ聞けないといふ状況です。神奈川県では今度その中

に三カ所含まれておりますので、県が絶対反対を表明しておりますが、また千葉県柏等におきましても、地図もございしますが、周辺から一・五キロ以内が影響されるということになりますと、周辺に柏市の工業団地等も造成中でありまして、国道十六号線も建設中でございます。また常磐高速道の構想や研究学園都市、茨城県の総合開発構想も全部くずれてしまい、また千葉県の北部における主要道路も麻痺するというので、結局、県の総合的な都市計画というものがすでに許可されておきながら、途中の段階でそういった都市計画が全部むざむざにくずれてしまうという結果におちいってしまおうというわけでありまして、私も前は前から日米安保の段階的解消を唱えまして、特にいまアメリカ軍は合理化のために基地を減らしておるようでございすけれども、結局日本側から、政府からアメリカに対して不用基地の撤廃とかあるいは基地の早期撤去を求めたことは一回もない。またそういう姿であつては戦争に巻き込まれるようなおそれもあるし、また日本の国土の開発という点においても非常に遺憾な点であると思ひます。そうしてさらに、このように住民の生活を麻痺させるような緩衝地帯を設けるということは非常に遺憾である、こういうような点からこんな申し入れを私も絶対断つていただきたい、このように強く希望するわけでございます。防衛庁長官としてこの米軍の申し入れに対してどういふ判断をなされるのか、お答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(山上信重君) 米軍の電波関係の通信施設等からいろいろ電波発達の障害になるというといった施設あるいは建物等があるということとは、あつた施設というものは、かねてそういう申し入れが米軍から出ております。したがうして、これにつきましても、どういふふうな制限をする必要があるか、あるいは実際にあるとしたらどの程度にやたらいかというふうなことを、日下特別の委員会をつくりまして研究し調査いたしておる段階でございます。したがうして、米軍施設でありましても、かような施設でありますれば、そういう要望のありますことは、これはもつともなことでございます。しかしながら、みだりに国民に迷惑をかけるようなことをしても、あつた施設というもので、いま研究中でございます。ただこういう施設を全部撤廃してしまふというふうなわけにはまいらなかつておきまして、しかしながら、全然必要なくなつたようなもの、あるいは使ひ道のないようなもの等につきましては、過去講和発効後今日までだんだんに施設そのものも返還を受けておきまして、当時の状況よりは現在ですでに四分の一程度に实际的に減つておるような実情でございます。今後ともそういうような点で努力をしまひたいと思ひておきま

○多田省吾君 事前協議事項等もありながら、全然事前協議が行なわれなかつたことがないし、米軍の基地を撤廃し、また自衛隊に移したような問題は、全部アメリカ軍の合理化の問題であつて、日本側から申し入れたものは一つもない、こういう現状です。さらに、現在十二カ所の電波の緩衝地帯に關して申し入れが行なわれておる現状です。ですから、根本的な姿勢として防衛庁長官はどのようにこの申し入れに対して対処なされようとしておられるのか、明快にお答え願ひたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) 米軍の通信施設等で通信がじゃまされるようなことは困る、そういうわけでは施設に關して考慮いたしておきま

○多田省吾君 防衛庁長官は終つて、最後に人事院総裁に二、三お尋ねして、これで終つたいと思ひます。

○國務大臣(増田甲子七君) そういう意味でございます。

○多田省吾君 給与局長にお伺ひしたのでございすけれども、また先ほどから問題にもなつておきま

○多田省吾君 不均衡であるとは考えられないというお話でございますけれども、この点は総裁が一番よく御存じの問題でございますので、私も、私どもとしてはもう一回願いたいということをお願いしたいのでございます。

またさらに、いわゆる春闘の積み残しの算出というものをやられて、このたびも二・二％の調整をなさった、それも事業所の数による算出のしかたをしておりますけれども、もっと公平を期するためには当該従業員にウエイトを置いた算出のしかたをしたほうがよろしいのではないかと、いうことはよく言われることです。

次に、このたびは各係給表等の下級の方が伸び率が少なかった、いわゆる上厚下薄ではないかという批判もございすけれども、総裁として今後どのように考えていかれますか。

○政府委員(佐藤達夫君) 春闘の積み残しの計算方法については、いろいろ御批判、御指摘がございすけれども、私も私どもとしては、これは本則から申しますと、大体四月調査ということであります以上は、おくれで支払われたものはすべてこれはもう調査の外に出してしまうという鉄則になるわけです。しかし、それではあまりに現実とかけ離れ過ぎますから、要するにわれわれのとらえ得る限りをとらえて積み残し分を算定して、そうしてことしのうちにそれを消化しておこうというたてまえでやっておりますからして、そうその基本調査と同じような精密さの結果を得られないことは当然であります。したがって、事業所単位で押えているわけでありまして、これは御承知のように、労働省の春闘の調査についても事業所単位で押えているわけでありまして、別にたいした隔たりはないと思ひます。

それから上厚下薄は、これは先ほど来申し上げましたように、ことしの勧告は私も上厚下薄とは申しません。あえて言わせていただければ、上厚下薄と申し上げたいと思うのでありますけれども、いずれにせよ上のはうは今まで数年間据え置かれたりあるいはわずかな手当に済まされまし

て非常にがまんをさせていただいておるといふ面もあります。また、民間との対比という関係からいいますと、公務員部内の秩序から申しまして、ことしのような勧告の形にしてまず調整をとる必要がある、そういうことではかような形になつたわけでございます。

○多田省吾君 最後に、都市手当のことについてお伺いいたします、調整手当でございますか。その調整手当はいわゆる本俸に対する割合でなつておりますけれども、その中に特別調整手当も入っております。当然管理職手当というものが入っておりますけれども、そうすれば、結局管理職が、上になればなるほどこの都市手当も多くなつて、この問題からいっても、上厚下薄に拍車をかけるような姿ではないかと、このように思われるのです。ですから、都市手当に關しましては、と、管理職ではない、下のほうも率が多くなるような考え方をすべきではないか。都市の生活等におきましては、何も管理職の人だけが苦しいということではなしに、むしろ下の人のほうがずっと苦しいのです。そういう点からこの都市手当の算出方法というものを考えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(佐藤達夫君) これも、前回御指摘のありましたところであり、お答えも申し上げたのでありますけれども、上と下の関係についてアンバランスができておるといふふうには私も私どもは考えませんので、超過勤務手当をもらつておられる方々と、特別調整額をもらつておられる方々と、掛算の段階においては位置が違ふだけなので、でき上りの形においては均衡を得ておる、こういうふうに考えております。

○委員長(豊田雅孝君) この際、委員の異動について御報告いたします。

赤間文三君及び熊谷太三郎君が辞任され、その補欠として中村喜四郎君及び任田新治君がそれぞれ

れ選任されました。

○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記を始めて。

木村行政管理局長官。

○國務大臣(木村武雄君) 一言ごあいさつをさしていただきます。

このたび行政管理局長官と北海道開発庁長官になりました木村武雄であります。行政は必ずのしろうとでありまして、よろしく御指導のほどをお願い申し上げます。ただ、有能とは言われなくても、必要な行政管理局長官として私はありたいと考えておりますから、どうぞ御指導、御鞭撻のほどをお願い申し上げます。

○鶴岡哲夫君 行政管理局長官に、この間閣議決定がありまして、今後における定員管理についてという閣議決定についてお尋ねをしたわけなんです。実は、これは十月にこの委員会です。十月の十三日ですね、やる予定になつてたわけなんです。ですが、これが中止しまして、閣議決定が行なわれる前に新聞等に報道されたので、これは非常に重要だから閣議決定の前

にぜひひとつこの委員会です。今閣議決定になりましたが、三十八年に同じような決定をいたしました。やらないことがあつたので、政府は、そういう経緯もありまして、今回、おそくなりましてけれども、若干の時間を内閣委員会です。いましてお伺いをしよう、こういうわけなんです。

この場合、申し上げたいことはいろいろあるんですが、時間が十分でないわけなんです。そこで、きわめてかいつまんで、これから重要な問題でございます。今後は定員管理について、これは閣議決定は、まあ私読んでみまして、これは定員管理という決定にはいささかどうかと思ふ内容になつてお

るわけであつて、まあすっきり言えば、定員削減の閣議決定という意味ですね、言つていいように思ふんです。管理というものは、こういふものじゃなからうと私は思ふんです。ですから、いづれにいたしましても、こういう閣議決定を行なわれたわけで、骨子とするところは、今後三年間に五％の定員を削減するということ、新しい定員法をつくるということですね。私は、長官にぜひひとつ考えていただきたいことは、この定員の管理ですね、政府全体としての定員の管理、これは非常に重要な問題だと思ふんです。ところが、この定員の管理について、どうも政府は非常におざなりなんだというふうに、私は始終考えておるわけです。今度のこの閣議決定もそのとおりだといふふうに思ふのですけれども、御承知のとおり、国家行政組織法のいまの法律で言えば第十九条に基づきまして、昭和二十四年に定員法というものができたわけなんです。ところが、この定員法というもの、これはもういまや周知の事実で、当時の行政整理のために定員法というものはできたわけですね。ほんとうは定員の管理というものをやらなければならぬわけけれども、行政整理のために定員法というものはできてしまつた。したがって、定員の管理の考え方が初めからはなはだしく曲げられてしまつた。何ともならないように曲げられてしまつた。それが、昭和三十六年にその定員法を廃止したわけですね。廃止しまして、新しく定員の管理というものは各省の設置法で定めるといふことになりました。各省の設置法に、それぞれ各省の定員を法律で管理するということになつたわけなんです。それから二年たつて三十八年に、それはよくない、定員は一木だ、ひとつまた定員法というものを新しくつくつて、そうして各省の内部の配分は政令で定めるのだという閣議決定をいたしました。決定はしたけれども、実際はこれは国会には出さなかつたわけなんです。そのときの閣議決定は、四十四国会に提出するといふ閣議決定を行なつたのだけれども、提出しなかつたのです。今回、四十二年、また

はほぼ同じような内容の閣議決定を行なったわけなんです。今回は何がゆえにこういうような閣議決定をなされたのかというのを見ますと、これは長官は途中からなられたわけですから御存じない点もあると思いますが、初めは行政管理局は、新しく定員法というものを考えるのだという構想を出されたのです。それとほとんど同じに大蔵省が、三年間に五%定員削減という方針を新聞に報道するようなことになりました。私は見ておいて、ははあ新しく定員法をつくるのだな、どういふふうが大蔵省が今度は定員を三年間に五%削減するのが一緒に出てきたのかと思っておったところが、御承知のとおり、閣議決定では、行政管理局の考え方というものと大蔵省の考え方というものが一本になりました。これは大蔵省の考え方と行政管理局の考え方とが一本になったというのじゃなく、行政管理局としての方針が閣議決定になったわけですね。このねらいとするところは、これは定員を削減するための方針ですね。ですから、私はいまここで経過を申し上げたわけなんです。が、定員の管理というものとついでに行政管理局の考え方が非常に一致したものが、あいまの理由から定員法というのが新しく設けられる、こういうことで、定員について、定員管理というものは最も重要なことだと思ふんですけれども、これについての考え方が非常にいいだ、一貫しないというふうに見ておられますか。

○国務大臣(木村武雄君) いま鶴岡さんのおっしゃったように、定員管理の問題は幾度を経を経ておるようです。やっぱり行政としてもずいぶん悩んだことだけは、足跡から見てもおわかりだと思ひます。非常にむずかしい問題だったために悩んだに違いないであります。それからな

お、定員管理になりますけれども、管理の内容を削減に置いておる、そのこともまあ非常に悩んで、削減ということばは使わないで、りっぱなことばで、定員管理ということばで表現しておるのじゃないかと思つておるんですが、そういうことばづかいから見ても、歴史に顧みましても、非常に悩んだことだけは事実だと私は思つております。そして、悩んだ結果、今度はまあはっきりして悩まないで進んでみようという結論が今度の結論だと、こういうふうな御判断くださったならば間違いないと、こう思います。

○鶴岡哲夫君 三十八年の十月に、いまと同じような、ほぼ同じような閣議決定をしたわけですね。新しく定員法というものを考える、そして総てで、総定員を規制をして、中の各省庁の配分は政令できめると、今度のやつと非常に似ているわけですね。そういう閣議決定をされたのです。が、そのときに異論がだいぶ出ましたね。結局出さなかつたわけですね。なぜ異論が出たかという点については、これは御承知だと思ふんです。今度には条件が相当違うようですけれども、同じような閣議決定が行なわれているわけなんです。あのときは閣議決定に際していろいろ問題が出たのが、そういう問題は消えてなくなつたわけなんです。非常に重要な問題を含んでおると思ふんです。消えてなくなつたわけですか。

○国務大臣(木村武雄君) 三十八年の閣議決定の模様は存じ上げませんが、今度の閣議決定は異論がなすすつと通つたんです。満場一致、反対もなければ、すなおにすつと通つて、もう風通るひまもないような早い時間にすつと通つてしまひました。ですから、異論のなかつたことだけは事実なんです。それ、いままでは何もないわけではなと思ひます。いままでは歴史に顧みまして、ずいぶん内部では議論しておつたに違いないんであります。そして、まあ議論し尽くされた集積が結局閣議にあらわれたときに異論なしに通つた、こういうことだつたろうと思ひます。ただ私は、異論のない光景だけよく承知をいたしております。異

論のないままで、今度まあ皆さまに疑惑を持たれないようにすなおに受け取つてもらふように進みたいと、こういうふうな考へております。

○鶴岡哲夫君 いや、いま長官が、すうりとアツという間に通つたようなお話で、それがいけないうのだと私は思ふのです。つまり、この定員の管理について、政府全体が、閣議が意識がないのでしようね、残念ながら。だから、まあアツという間に通つたのだという、それが非常に遺憾だと思ひます。したがって、最も大切な国家公務員の定員管理、政府全体としての定員管理というものが、そのときそのときの情勢でいつも左右される。財政硬直化だといへば削れということ、定員の管理というものが、しかも法律まで変わつてくるという遺憾な状態なのですね。ですから、私はそれを申し上げて、もう一つ、この間も、三十年のときも閣議決定はすうつと通つたのです。おっしゃるとおりなんです。これもまた、そのあとワアワア出まして、結局あれは国会に出さなかつたのです。その理由としますのは、いろいろありましたが、結局国会対策上、各省設置法で人間をきめておると、十人ふやすのでも十人削るのでも各省設置法全部出さなければならぬ、国会対策に非常にまずいという意見が一つです。それからもう一つは、これはまあそういう国会対策上そういうものを出すというものはよくないという考え方ですね、国会対策とは別にやるべきだ。それからもう一つは、文字どおり朝令暮改だ。それでしよう、三十六年に定員法をなくしたのですから、いけないといつてなくした、二年たつたら今度はまたつくりますというのですから、無定見もはなはだしいから、朝令暮改のおそれがあるというふうなことから、いままでは法律で規制しておつたものを行政措置でやることはよくない。つまり各省の配分ですね、これは法律でいままでは規制しておつたわけですね。それを今度は政令で、行政措置でやることになるわけですから、それもおかしいというふうなことで、これあ

ある関係はいらつしやらないのかもしれないが、そういう面ではいろいろ考へなざる方々が。ですが、私は、三十八年の十月の閣議決定が未提出、つまり実現しなかつた、つまり国会に出さなかつた、出なかつたという条件というものは、今日も消えてないというふうな思つておるわけですね。これはまあいづれあとでやりますが、そこで今度のこの閣議決定を見ますと、各省の配置は政令で、いわゆる行政措置でやることになつています。それから、一局削減、各省庁の一局削減についての閣議決定を見ますと、いままでは法律できめておつたものを、政令で、行政措置でやるということになつています。すみやかに検討するということになつています。定員とその機構ですね、行政機構、行政組織、それから定員、この重要な二つについていままでは法律できめておつたものを、これを政令で、行政措置で直すというものは、一体どういふところに理由があるのでしょうか。これはもう閣議決定しておられるのですから、お尋ねをしたいわけですね。

○国務大臣(木村武雄君) 二つとも、まあ法律を出しまして通つた後、処置は政令できめる、こういう方針をとつたのです。これは私の体験から申し述べたいのですけれども、私も衆議院で一年間内閣委員長をしておりまして、そして各省設置法の一部改正法律案というやつが各省から出てくるのです。その小さい大きい議論はいたしませんが、いろいろ議論をしておるということがはたしていいことかどうかというところに私自身も実は疑問を持つたのです。それでそれから、こういうふうなことはやっぱりまとめたほうがいいのじゃないか、そして、お役人に毛のはえたようなこととでなく、大きなことで国会議員が議論してみたいのじゃないだろうか、私自身が一年間の体験から切に考へたこともあつたのです。それだけでなく、こういうふうに各省からいろいろ法案が出てまいりまして、それを審議いたしてまいりま

すると、法律の敷というものがあまりに多過ぎる、少しも国民の知らないような、国民とあまり関係のないような法律というものが出過ぎて、一体法律で窒息して死ぬような時代が来やしないか。よく昔は——私もシナに行つておつたことがあります、日本人のお役人が向こうに行きまして法律をつくるのです、満州で。そうすると、その日本人を称して法匪といつたものです。法律の匪賊といつたもので、やたらに法律をつくつて、わけのわからない——やつぱり無学な支那人から見たならばわけのわからないものだったかもしれせんよ。そういうようなものをつくつてそして自分たちの生活を束縛するやうなやり方はけしからぬと、こう言つて法匪といふことがはやつたのですが、同じような傾向がなきにしもあらず、私自身もこういうふうに考へていたわけですが、法律は多いほうがいいか少ないほうがいいかといへば、少ないほうがいい、少なくとも足りればそれにこしたことはないと思へます。いんやんや各省設置法のようなものは一本にまとめれば一本にまとめられるものである。そして人員の配置なんかもそんなに各省単独でやれば、それだけセクト主義が出てまいりまして、非常にそれが災いになるということになりますから、やつぱり一本にまとめてやつたほうがいいんじゃないかといふことを私自身が内閣委員長をしておりまして考えたものですから、この法案がいいと思つて自分で賛成して自分でもやろうといふふうに決心をしたのであります。しかし、あなたのおっしゃるとおり、いまの大臣は人員管理という問題について知識がないのじゃないかとこうおっしゃいますと、そのとおりなんです。私も生まれて初めて大臣になったのですから、たとえば行政管理庁の人員管理はどうするんだと言われて、何人か一体有効適切な行政管理を行なうことができるんだなんて問われても、的確な答弁ができるものじゃないのです。北海道開発庁長官をつとめておりますけれども、何人でありつば北海道の開発ができるんだと言われてみたつて答へはできないの

のなんです。それが実情だと思ひますから、あなたのとおっしゃつたとおりに、いまの大臣の連中はそういう点で有能か無能かといへば、あまり有能じゃないと思ひますが、しかし、政治家は方向を誤らない、総合判断して、国家的な見地にも立ち、局部的な見地にも立つて的確に判断して、そして方向を誤らないやうな態度を取り入れたならばそれでいいのじゃないか、こう思つて大ざつぱにやつてはおりますが、鶴岡さんなんかはそういう点では大先輩なんです、おしかりはおしかりとして、こういう点は足りないぞとこうおっしゃつてくださいましたら、われわれはそういう点では足りない点はたくさんありますから、あなたののお知恵と教養を尊重してりつぱな行政をやつてみたい、こういう考へを持っております。ですから、そういう点は遠慮なくおっしゃつていただきたいと思ひます。私は、行政管理庁長官になつたからといつて、その立場でものをあなたに押しつけようといふやうな気持ちには頭固つておりません。それでですから、足りない点は足りない、不足の点は不足だと、すぐにそういう点は認めてやることにやぶさかではありませんから、どうぞひとつ……。

○鶴岡哲夫君 いま長官の話がありまして、長官が初めて行政管理庁長官になつて、わが行政管理庁は何名定員があればいいのか、あるいは北海道開発庁はどの程度の定員があればいいのかといふことはさつぱりわからないと。それはいままで定員管理が非常におざなりだつたから、そのときそのときの政治情勢のために定員法をつくる、今度は財政硬直化のために定員法をつくる、今度で、ほんとうの定員管理といふものが行なわれてこなかつたから、したがつて、長官になられても何をやつたらいいのかよくわからない、北海道開発庁長官になられても一体何をやつていいかわからない、こういう実情になつてゐることを長官にひとつ申し上げておきたいと思ひます。

それから法規の問題が出ましたが、長官だけにこだわつておつても時間とりますから、国がともかくたいへんな税金を取つて予算をつくる、そして行政をやする、法律をつくる。つまり、法律をつくつて、予算をつくつて、行政をやする。その行政の機構といふものに、そこにどのように公務員が配置されているかといふことは国民が非常に重要視すべきことなんだと私は思ひます。ですから、国民の目から見ると、行政はどの方向に向いてゐる、機構と定員がどういふやうに配置されているかといふことが一目にわかるやうな、そういう制度がなければならぬと私は思つておるわけなんです。ところが、今度はそうじゃなく行政措置でみなやつてしまふ、こういうやり方です。従来は法律案ですよ。国民の目で見えるやうにつくつてこられておるわけですが、今度は行政措置をやられたら、そういうやり方は、行政の方向なり、行政の規模なり、あるいは行政の組織なり、国家公務員の配置の状況といふものを、これはやつぱり国民の目からこれを遮断するといふおそれが出てくる。それだけでなくて、定員を管理するといふ立場をみずから弱めるものなんだと、私は思つておるわけですが、ですから、定員の管理について、いま長官のおっしゃつたやうなやり方もあるのですよ。大政治家といふ立場から見れば、そういう言い方もあるかもしれない。しかし、もつと目を見開いて見れば、私の言うやうな言い方もあるのだ。そういう点については、また別に法案が出ましようから論議したいと思ひますけれども、そういう考へ方なんだといふことです。

それから次にお伺いをいたしますのは、今度の閣議決定の模様を見ますと、ねらいはやはり三年間に五%の定員を削減する。まず毎年、毎年定員は切つていく。ですから、結論としては三年間に五%定員が削減されるわけですが、これは配置転換のところ、需要の少ないところ、これは配置転換をやる。その配置転換をやるために、今度の閣議決定による新しい定員法といふものができるといふことになつてゐるのです。ねらいはそこだと思ひます。ですから、そういう配置転換といふもののためにこの設置法といふのができるわけですよ、私に言わせまうと。しかし、それで配置転換ができるかどうかといふ問題ですよ。私は役人を十九年間やつておつたのです、もう九年くらい前にやめましたけれども、それから内閣委員会で行政問題にずっと携わつてゐるわけですが、国家公務員といひましても、国家公務員と同じことばで言うのですけれども、会社員は全部会社員と言ふくらいなもので、三菱もあれば、住友もある、あるいは東芝もあるといふくらい、会社といつても相当な数があるわけですが、国家公務員といひましても、そういうふうな非常に多いわけがある。ですから、なかなか配置転換をやろうと思つてもやれない。これは官庁のセクトとか縄張りといふ問題があるかもしれないが、もつと私は複雑なものだと思ひます。そういうものを廃止していくやうな努力がなくては、ただ法律でその配置転換をするといふやり方は、これは迷惑しごくだと私は思つておるわけですが、このねらいからいいますと、どうもこれは全く迷惑しごくな話で、そういうやうなものを国会をわづらわす必要がないじゃないか、政府が全体として自分でやればいいじゃないかと私は思ひます。法律にする必要がないじゃないか、そんなものは。配置転換をおやりになるなら、配置転換をやつていくといふ方向で、おやりになつたらいいじゃないか。わざわざ国会にこういう法案を出して国民の手数をかける必要がないじゃないか、こういうふうな思つておるのです。

時間がだいぶきておりますから答弁は求めませんが、先ほど防衛庁のほうから充足率は九一%だといふお話があつたのですけれども、これは制服のほうですね。それから三万おります非制服、非自衛隊——文民といひますか、文官ですか、これらの充足率が、欠員が五%くらいになつてゐる。そこで、今回閣議決定によりますると、非現業国家公務員、それから三公社五現業、公団、公社、それから地方自治体、こういうところが国家公務員と

同じような方針でやるというのです。ところが、自衛隊だけは別なんだ、こういうきめ方になっておるわけです。従来から定員の凍結とかいろいろを言われてきたのですが、そのたびに国家公務員が考えることは、どうもせびろを着ている国家公務員をだんだん減らして、そのかわりに制服のほうですね、制服の自衛隊員がふえていくのじゃないかという非常に疑惑を持っておったわけなんです。今度のきめ方なんというのは、露骨にそれを示しているわけですね。つまり三公社五現業をやり、公社・公団までやっていくというのだけれども、自衛隊だけは別でございまして、それで防衛庁の中でも、せびろを着ている三万の者はやはり削減をするのだが、制服を着ている自衛隊のほうは別でございまして、このやり方は、あまりにも露骨過ぎる。私は思うんですよ。約九〇％も欠員があるんですからね。医務員の人たちは四〇％しか充足してないんですよ。さつき答弁がありましたけれども、予算上もなんでも、予算の上でも自衛隊の場合は予算定員というものは一〇〇％組んでないでしょう。初めから差つ引いたものを予算に組んであるはずですね。どうですか、大蔵省のほうから説明じゃないですか、行政管理局よりも。初めから定員を差つ引いて組んである。どうですか、防衛庁のほう。

○政府委員(佐々木達夫君) ただいま先生の御指摘のありましたように、自衛官につきましましては、予算上いわゆる充足率というものを設定しております。各自衛隊の自衛官の充足状況というものが即応して予算上の人件費を積算しているという状況でございます。

○鶴岡哲夫君 ですから、自衛隊の場合には、予算上は大体二十五万おることになっておりますね、この定員は、二十五万定員はおることになっているが、予算は幾ら組んでありますか——二十万五千くらい。

○政府委員(佐々木達夫君) お答えいたします。予算上につきましては、四十二年度予算におき

まして、陸上自衛隊の場合には九〇％、それから海上自衛隊の場合には九六・五％、航空自衛隊の場合におきましては九七％という平均的な充足率でもって予算を積算している次第でございます。

○鶴岡哲夫君 いま防衛庁のほうから答弁がありましたように、定員管理は大蔵省のほうからございまして、これは、大蔵省と行政管理局とは違った定員管理をしなければならぬ。いまは似たような定員管理をしているんですよ、遺憾ながら。それは長官、行政管理局というの人間が少ないうんですよ。三十二、三人しかいないんですよ。それが百何万の国家公務員の定員を管理するんですから、どだい無理なんですよ。ですから、各省から定員要求がありまして、その査定だけで手一ぱいなんです。その百何万がどういうふうな配置されているかというところはわからないですね。大蔵省と似たようなやり方をやらざるを得なくなるということになるのです。それで大蔵省は、いま言ったように、初めから切つてあるのです。こういうのを見ますと、これは私は、やはり一べんの、非現業国家公務員と同じように五現業もやるのだ、三公社もやるというのだから、自衛隊のほうも一べん冷たい水を味わせたほうがいいんじゃないですか。年じゅうあつたかい世の中にされておるということは、これは問題があると思えます。これは私は前に内閣委員をやつていたときから、つまり五、六年前からこういうしきたりになっていく。つまり、予算定員では初めから切つてある。陸上自衛隊であれば、九〇％切つてある。これはやはり定員を管理する行政管理局としては真剣になって考えていかなければならない問題だといふふうに思うのです。若干横道にそれますが、それでは行政管理局の設置法でございますね。行政管理局の設置法の第二条の第二号に行政管理局の権限の一つが書いてあるわけですね。行政管理局というものは定員の総合調整を行なう、機構の総合調整を行なう、行政運営の総合調整を行なうという、総合調整の機能が第二号にあらわしておるわけなんです。この意味で、この定員

の総合調整という意味は、結局定員は行政管理局が所管をしているのだと、行政各省庁はそれぞれの専門分野の行政を行なう、したがって定員の管理については各省庁に一任することなく行政管理局が総合調整の機能を持つていたのだと、政府全体としての総合調整をやるのだと、こういうふうに私は思うのです。ですから、定員の管理について矛盾やそこがあつてはならない、均衡のある定員管理をやつていかなければならないということだと思ふのです。長官どういふふうにお考えですか。

○国務大臣(木村武雄君) あなたのお説のとおりであります。

○鶴岡哲夫君 そこで、これは長い経緯があるのですけれども、そういうものは省略をいたしまして、私も三十四年からの定員をやつていたわけですから、私どもも、今日まで、定員の管理、定員のいろいろの問題をやつていくわけなんです。そういう中で、どうしてもやっぱりきょう長官にはつきりさせておいていただきたい点があるわけなんです。それは定員に非常に矛盾点があるという点ですね。林野庁長官お見えになっていきますか。農林省に林野庁という五現業の一つ、事業官庁です。その林野庁の現場で、トラックとか——これは事業官庁ですから、木を切つて、木を積み出してくるやつですから、したがって、トラックとか、ブルドーザーとか、ダンプカーとか、それから集材機とかいう機械があるわけなんです。その操作員がいるわけなんです、それに乗つていて、人が操作している人が、で、北海道開発庁とか、建設省とか、それから運輸省の港湾建設局とか、こういうところも同じように、トラックとか、ブルドーザー、ダンプカー、自動シャベルというような機械を持つていくわけですね。ところが、林野庁と北海道開発庁なり建設省との間には、その取り扱いが根本的に矛盾しているわけなんです。相反しているという状況なんです。ですから、私は、先ほど行政管理局長官もお答えがありましたように、政府全体としての定員の管理が矛盾なく行なわれるようにしていくという総合調整の機能の立場からいって、これらについてしるべく配慮をさせていただかなければならぬのじゃないかと、こう思つておるわけなんです。

その前に、林野庁長官にお尋ねをしますけれども、こういう人々についてこれを何かの形でどういう矛盾のないように解決をする必要があるのではないかと私は思うのです。これは非常に職場に不満がありまして、われわれのほうはこういう状態なんだが、北海道開発庁なり、運輸省の港湾建設局なり、あるいは建設省なりというところのトラックの運転手はやっぱりやつていくじゃないか、われわれのほうはいつまでたつてもこういう状態じゃ困るのだ。しかも、林野庁というのは、これは現業官庁じゃないか。仕事をすること、トラックを動かしていく、あるいは集材機を動かして木を切る、それが仕事じゃないか、それなのに差のある取り扱いを受けているということに非常に不満があるわけなんです。したがって、そういうふうな問題についてぜひ林野庁長官としては積極的に解決するために努力をしてみたい、私は思うわけなんです。長官、どうですか、御答弁をいただきます。

○政府委員(片山正英君) ただいま鶴岡先生のお話のありました問題は、おそらく、トラックなり、あるいは集材機なり、あるいは自動車なり、そういう機械要員のことをおっしゃつておられると存じます。これにつきましては、先ほど先生お話しのように、だいたい前からいろいろ議論をしておつたところがございます。しかし、私はいまそういう問題につきましては詳細の説明は省略いたしますが、定員内に任用するというようなことで努力してまいりたい、かように存じております。

○鶴岡哲夫君 時間がありませんので、私はいまですか——いまの任用ということばは、私は若干問題があるように思うのです。ですから、やはりいまそういう矛盾がございますから、それを積極的に解決するという答弁をいただきたいと私は思

うのです。任用では若干問題が出ると思います。いかがですか。

○政府委員(片山正英君) 先生の話をもう少し具体的に私考えますと、これは、林野庁のやっている仕事というのは、御存じのように季節的にいろいろ仕事をやっております。造林から、粗材生産から、いろいろ季節的な事業でございます。季節的な事業で雇用しております姿というのは、御存じのように、臨時的に雇っているもの、あるいはそれが少し延びました形における月雇いという形で雇っております。あるいは定期というような形で雇っております。あるいは常用という形で雇っておりますもの、さまざまでございます。これは事業の内容、季節によりまして非常に変わってくる性格のものでございまして、定数的に常用であるというふうに考えられるものではございません。しかし、ただいま先生おっしゃいましたように、トラックならトラックという問題が、これはほかの官庁と林野庁との関係において同じものが違ふふうに扱われているのじゃないかという御指摘と思えます。しかし、私のほうの現場の仕事というのは、林野の、山林の仕事というのは、先ほど申しましたような仕事でございます。そこに若干の違いはあると思いますが、ただ、いま申しましたように、同じ仕事というふうな観点から、関係官庁と協議いたしまして、ただいま申しましたような定員内に任用するという形で努力したい、こう申し上げているわけでございます。

○鶴岡哲夫君 時間があるといいますけれども、時間がありませんので、最後に行政管理局長官に伺いたんですが、もう少し詳しく申し上げないと長官も御判断しにくい点もあろうかと思えますが、そういう行政管理局の権限であります、定員を総合的に調整していくという、そういう立場から、いまの問題についてぜひ御努力をお願いしたいと思います。

○国務大臣(木村武雄君) 私長官になりました一番最初にぶつかった一番大きな問題がその問題なんです。要するに臨時雇いの問題なんです。これ

は四十三年度はそれを定員に繰り入れるなんというところはやりません。やりませんけれども、四十三年度の私の課題として、この問題と真剣に取り組みたいと思っております。そうして現実を握って、何か対策を考えなければならぬと思っております。やはり働いている人には働いてもらおうという一つの希望を与えなければ働いてもらおうというわけにまいりませんから、私は四十三年度の課題はこの問題と取り組むことだ。しかし、それは四十三年度に編入するということではありません。現実をかつしと握ってから、自分自身なりにこの問題は解決策を立てたいと、こういう気持ちを持っております。

○鶴岡哲夫君 若干、長官、私も少し具体的に申し上げなかつた点もあるかと思いますが、臨時雇いと、そういうものでは全然ないわけですか。一年じゅう働いているわけですか。それはもう建設省のトラックの運転手、あるいは自動シャベル、あるいはブルドーザーの運転手と全然変わらぬのです。そういうものについて定員の管理上矛盾があらはれないか、したがって行政管理局としては総合調整の立場からこれは解決のために努力をする必要がある、こういうふうに通じているわけなんです。

○国務大臣(木村武雄君) いまのお話も同じだと思いますが、私はそれをみな含めて言つたつもりであります。ですから、このこともほんとうに、林野庁とも相談いたしまして、現場を私は私なりに把握してみたいと思っております。そして的確な解決策を立ててみたい。無責任に御答弁申し上げているのじゃないのです。私は自分でやってみる覚悟でこの御返事を申し上げているのであります。どうぞ御了解いただきたいと思えます。

○北村暢君 いまの定員問題に関連しまして、私は、林野庁の関係の定員とはちよつと性質が異なるのでありますけれども、法務局関係の定員についてお伺いしたいのであります。これは法務省設置法のところでも前の特別国会でいろいろ質問してお

りますから、私はごく簡潔にお尋ねいたしますが、法務省の法務局関係の業務量というものは、メートル法の改正等の臨時的な業務以外に、登記業務そのものの件数というのが非常に多くなつてきている。それで、現在の職員で処理し切れないで、いわゆる国鉄職員であるとか、市町村職員であるとか、そのほか司法書士、行政書士、こういう関係のない部外者の協力を得なければ処理できないくらい今日業務量がふえている、こういうふうに見えております。私は事実業務の実態がそうであると思うのですが、前の法務大臣田中さんは、その実態を事実末端へ行かれて調査をされて、視察をされて、その実態をよく承知せられて、何とかこの点については善処しなければならぬ、大臣はそう言っておられるようであります。そういうような点について、根本的に私は定員が業務量に合つてない、非常に過重になっている。このことについてまず法務局の考え方、この点についてお伺いしておきたい。

○説明員(新谷正夫君) 法務局の事務量が非常にふえておりますことは、御指摘のとおりでございます。経済活動が活発になりましたり、あるいは公共事業が盛んになりましたり、そのしわ寄せがすべて登記所のほうへまいるわけでございまして、近年仕事の量がたいへん増加いたしております。たとへば、昭和三十年を基準にしまして、四十一年の実情をながめると、登記所の事務量が、たとえば登記簿の謄抄本の請求事件等は約五・七倍ぐらゐになつております。一般の本来の事件数の一・九倍——約二倍ぐらゐにふえているわけでありまして、これに對しまして、登記事務の従事職員の数は約一五％の増加にすぎません。したがって、その事務負担量も極端に多くなつておるのであります。私もこの現状を打開するため、もちろん定員の増加も問題でございますけれども、そのほかさらに事務そのものの合理化、さらに機械化、そういうこともはかり、あわせてまた執務環境の改善、庁舎の合理的な設計等も考えまして、事務がスムーズに動く

ような配慮を加へつて何とかこの窮状を打開したい、このように考えて努力してまいつておるわけでございます。ただいま御指摘のように、部外者の応援者が非常にたくさんあるのでございまして、これも正確に把握できませんけれども、推定いたしますと、年間の延べ人員が約五十万に近しい数に達するであろうということを言われておる次第であります。登記所の現状はきわめて窮乏になつております。増員その他の措置によりまして何とかこの窮状を打開し、国民に不便の起きないようにしたいというのが、私どもの考えでございます。

○北村暢君 簡単にいたしますが、事務の合理化、機械化、そういうような手段、方法でこの定員の不足というものを、事務量の過剰というものを解消するような方向に努力していきたい——それはわかるけれども、それにしてもなおかつ絶対量の定員ではどうしても私はさばき切れない状態である。これは少々の事務の援助じゃないのですよ。膨大な司法書士の当然職員がやらなければならぬものを応援を得てやつておる。これは公務員じゃない者がやつているわけなんです。この実情はもう確かにある。したがって、機械化、近代化では処理できないものがあるわけで、来年度予算で七百二十六名ですか、大蔵省に対する要求として出しているようですねけれども、これは自分が私は少ないように思うのですが、これはどういう根拠で要求しているのか。これは今後行管なり予算の段階で定められる問題だと思ふのですが、この要求した根拠、私は少な過ぎるのじゃないかと思ふのですが、どういう根拠でこれを要求したのであるか。概算要求としてやつているのか、このことをお伺いしておきたい。

○説明員(新谷正夫君) 来年度の増員の要求いたしましたしまして、登記事務職員の増員数は七百二十六名になっております。これは、先ほど申し上げましたように、事務量の増加と一人当たりの負担量、さらに事務の合理化あるいは機械化、あるいは超過勤務、そういうものを総合的に計算い

たしまして、その結果不足人員が約千五百人になります。これを二年計画で充実にいたしたい。その第一年度の要求をいたしまして、ただいま七百二十六名という数字が出たわけでありま

す。
○北村暢君 いまの法務局の要求というのは、私は、いろいろなことを配慮しての千五百名を二年間でやりたいという意図のもとにということのようですが、若干少な過ぎるのじゃないかと思うのです。それは、現実に置いてはならない臨時職員が――先ほど行管長官のおっしゃった臨時職員、ここにはさき言った臨時職員がおるわけですが、しかし、これは置きたくて置くわけではなくて、置かなければ事務処理ができないから置いておるんだという問題。ですから、これに対して行政管理局としては、法務局の人員要求に対して、今後五割の削減とも関連をして、私は各省一律の五割削減というのは妥当ではない。人事院も事務能力の低下ということで批判があるようでございますが、一律ということとは私は妥当でないと思うんですが、その五割削減との関連において、今後法務局の定員に対してどのような態度で臨まれるのか、態度だけでいいですから、ひとつお答えを願いたい。

○国務大臣(木村武雄君) 実情はあなたのおっしゃったとおりらしいのであります。私もこの問題と出つくわしまして、ほんとうに実情を把握したい。現場を視察するわけにはまいりませんけれども、法務省の労働組合の代表者の人には二度お目にかけました。実情は詳しく聞こうと思ってお聞きしてみました。お話をとお聞きなっております。それに対する対策をどうするかという問題は、もともと自分で調べてみないとわからないんです。これはその人員だけでいいものやら悪いものやら、それから管理庁で考えておる内容でいいものやら悪いものやら、法務省で出しておいでになる要求でいいものやら悪いものやら、自分ではいまだ判断いたしかねておるのであります。私は、何と申しましても、ものの判断のしか

たは現場中心でやっていきたい、こういう考えであります。いまこの問題をどういうように解決しようかと、実は現場中心での考え方を取りまとめ中なんです。いま即答はいたしかねるのであります。ただ、こういう問題だけはおるそこにはしない、在来と違っておるそこにはしない。そうですから、こういう困難な問題は就任早から最初から取り組んでおります。まあ任期の終わりがらになって取り組んでは逃げことばになりますから、最初から取り組もう、こういう考えでありますから、どうかこの点御理解いただきますようお願いいたします。

○山崎昇君 最後に、ごく簡単に、北海道地下資源開発会社を民間改組することになったんですね。それで問題になっているのは、そこに二百名ばかり勤務しているんですが、そのうちの百五十名は首切るといふわけでしょう。だから、今日まで一生懸命――会社が赤字であるうがなろうが別として、一生懸命働いてきた者が路頭に迷うことのないように、ひとつ北海道開発庁長官でもある木村長官にぜひ配慮してもらいたい。それから、退職金を何か払わないかということをやっているんですが、そういうことは私は誤解だと思わんですが、いずれにしても勤務した者が路頭に迷わぬようにしてもらふことだけを私から要望して、質問を終わります。

○国務大臣(木村武雄君) いま一番頭を痛めております。きょうも従業員の人にお目にかかりましたが、十分考慮して、やはり政治ですから、人を苦しめないようにやるつもりであります。
○委員長(豊田雅孝君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
それでは、三案に対する質疑は尽きたものと認めます。

これより三案を一括して討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願います。
○北村暢君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となっております給与関係三法

案に対しまして反対し、社会、公明、民社三党共同提案にかかわる修正案を提出いたします。

本来、給与は使用者と労働者が対等の立場で団体交渉できるというのが原則であります。公務員については、この団体交渉にかかわって第三者的な公正な機関として人事院が設けられ、この人事院勧告を実施することによって公務員の生活が擁護されることになっておるのであります。しかしに政府は、昭和二十三年以来二十回にわたって、ただの一度も人事院勧告を完全に実施したことがないのであります。この法案もまた同様であります。私も断固反対せざるを得ないのであります。

三十四年まではできるだけ早く、できるだけすみやかにという表現で実施期日を明確にしないまま勧告をしてきたのであります。三十五年以降、勧告実施の時期を五月一日と明示するようにしたのであります。このことは大きな前進であるわけでありまして、しかしながら、官民格差の取り方の筋からいいますと、四月から実施すべきものであります。この問題はしばらく別として、政府は人事院の勧告どおり五月から実施する責任が当然にあるわけでありまして、当委員会においても、しばしば附帯決議を行なって政府にその完全実施を強く要望し、また、本年十月には当委員会及び衆議院の内閣委員会におきまして、各党共同提案により、人事院勧告の完全実施についての単独決議を行なっているのがあります。それにもかかわらず、依然として完全実施がなされていないことはきわめて遺憾であります。

以上の理由によって三法案に反対し、この際、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する社会、公明、民社三党の共同提案による修正案を提出するものであります。この修正案の内容につきましましては、お手元にお配りした案文で御承知願いたいと存じます。

修正の要旨は、原案の内容にも幾多不満点があるものであります。今回はそれらの点は一応お

くとし、実施期日にしほってこれを人事院の勧告どおり五月一日から実施することに修正しようとするものであります。

以上をもちまして私の討論を終わります。
○石原幹市郎君 私は、自由民主党を代表しまして、ただいま議題となっております三案に対して、原案に賛成し、修正案に反対するものであります。

この給与関係の三法案は、国家公務員の給与について民間給与との均衡を得るための措置を講じようとするもので、すみやかにこれらの法律案を成立せしめ、一日も早く改定分の追加支給ができるよう配慮すべきであると思うのであります。

次に、審査中に論議の中心となりました人事院勧告の実施時期につきましては、本年も実施時期が勧告よりずれていることは私もまことに遺憾に存じます。しかしながら、政府におきましても財政硬直化の防止、景気抑制策としての財政引き締め等、きわめて困難な財政事情に直面している際にもかわらず、本年は昨年より一カ月繰り上げて八月一日実施に踏み切ったことは、政府として最善の努力を払ったものと思っております。しかしながら、この点については今後においても引き続き努力を重ね、人事院勧告の完全実施がすみやかに実現いたしますよう、勧告の時期、財政上の措置等について特段の考究をお願いし、その成果に期待したいと思っております。

なお、公務員給与の改定に関連いたしまして、公務能力の向上と国民負担の軽減をはかるため、政府におきましては行政運営の効率化と人員の適正配置についてすみやかに成果を得られるよう特に要望するものであります。

以上で私の討論を終わります。
○鬼木勝利君 私は公明党を代表いたしまして、ただいま議題となっております政府提出の三法律案に反対し、三党共同提案の修正案に賛成の討論を行なうものであります。

人事院は毎年官民給与の格差是正を行なうため、公務員の給与改定の勧告をいたしております

るが、最近における消費者物価の高騰、生計費の上昇、あるいは民間給与の上昇率を見ますと、人事院勧告の内容は、公務員の生活の安定、向上をはかる上においてははたはた不十分なものがあります。しかも、今回の改定にあたりましては、上層下層の傾向が、一そう明瞭になっておりまして、上位等級の改善に比し、下位等級の改善ははたはた低額になっております。昨年の改善額にも及ばないという事実を示しております。今回の給与改正案の内容にはこのような大きな欠陥、不満な点があります。ことに私の最も遺憾に思っていますのは、本年もまた勧告の実施時期が尊重されていない点であります。政府は従来より口を開けば人事院の勧告を尊重すると言明いたしておりましたが、人事院勧告以来、いまだかつて一度も完全実施が行なわれていないということは、まことにもって遺憾きわまりないと思は存するものであります。

いまだら申し上げるまでもなく、人事院勧告は公務員の団体交渉権、争議権の代償として人事院を設置したものであります。これを完全に実施するのが原則であり、政府の義務であります。いまだら然ることごとく、政府は政府自身の経済政策の失敗により現下経済界の不況を招き、極度に生活の逼迫している公務員の生活を擁護し得ないということは、まさに政府、自民党の私は重大なる責任であると断ずるものであります。政府は完全実施をしない理由をいたしまして、毎年同じように財政事情をあげておりますが、完全実施をしない真の理由は、財政問題でなく、政府自体の怠慢であり、無責任きわまる政府の態度であると言わなければなりません。この点につきましては、しばしば当委員会において指摘され、明らかにしたところであり、政府がこれを完全に実施しようという誠意と努力があれば実現できる問題であると私は信じております。政府は完全実施の方針をすみやかに樹立して、来年度よりこれが実施に当たることを強く私は要望するものであります。

以上申し上げた理由によりまして、わが党といたしましては三党共同提案による修正案に賛成いたしまして、人事院勧告を無視した政府提出による三法案に対しては遺憾ながら反対の意を表するものであります。

○中沢伊登子君 私は民社党を代表いたしました。ただいま議題となつております三法案の原案に反対し、修正案に賛成するものであります。いまだら申し上げるまでもなく、人事院は団体交渉権を取り上げられた公務員にかわつて、その給与を適正に確保すべき唯一の代償機関であり、したがって、今年の勧告を見ても、例年のごとく必ずしも満足すべきものではございませんでした。当委員会におきましては、当面する公務員の生活の実態にかんがみまして、さらに十月、各党共同提案による人事院勧告の完全実施についての決議を行なつたのであります。しかるに、政府はこの決議をも無視いたしまして、改正の実施期日を三カ月もずらして措置しようとしたしておるのでござい。このことは、政府がしばしば言われるように財源云々の問題からではなくして、公務員はもろろ一般の労働者をも含めて、これを低賃金のままに押えていこうとする政府の基本的な政治姿勢から来るものであると考えざるを得ないのでござい。

この法律案の具体的な内容の批判については、他の委員の方々からそれぞれ御指摘されたとおりでござい。また、あえて多くを申し上げませんが、今回の改正案に見るごとく、俸給表の改善率が一律七％程度ということでありましては、上下の格差はますます拡大するばかりで、公務員の大多数を占める中級以下の公務員にとっては、政府の責めに帰すべき諸物価の高騰の前に、その生計費すら赤字を累積していくことは明らかでござい。しかも、改定の実施時期を三カ月もずらすというに至つては、年間所得をもつてすれば、官民給与の格差をますます拡大せしめるものであり、これを特に指摘いたしまして私の討論を終わらせていただきます。

○委員長(豊田雅孝君) 北村君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三により内閣から意見を聴取いたします。田中総理府総務長官。

○國務大臣(田中龍夫君) 一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に對しては、本年度の財政事情にかんがみまして賛成いたしたいという趣意を申し上げておきます。

○委員長(豊田雅孝君) 他に御意見もなければ、討論は終局したものと認めます。

それでは、これより三案を順次採決いたします。まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の採決に入ります。討論中でありました北村君提出の修正案の問題に供します。北村君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 少数と認めます。よつて、北村君提出の修正案は否決されました。次に、本案全部の問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 挙手多数と認めます。よつて、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

○石原幹市郎君 私はこの際、ただいま可決されました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして附帯決議を付することの動議を提出いたします。

○委員長(豊田雅孝君) ただいまの石原君の動議を議題といたします。

○石原幹市郎君 ただいま議題となりました附帯決議案は、自民、社会、公明、民社各党の共同提案にかかわるものであります。便宜私から申し上げます。

まず、附帯決議案を朗読いたします。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部

を改正する法律案に對する附帯決議(案)

人事院勧告に基づく公務員給与の改定は漸次改善されつつあるが、その実施時期については未だ完全実施されていない。よつて政府は、これが完全実施のための財政上の措置等について速やかに考究し、今後の給与改定に万全を期すべきである。

なお、調整手当の支給地の決定に際しては、法改正の趣旨にかんがみ、現在の暫定手当支給地区分を十分考慮の上、差し当り現状を変更せざるよう配慮すべきである。

右決議す。

この附帯決議案の前段につきましては、案文により明らかでありますので、説明を省略させていただきます。

次に、後段の調整手当につきましては、民間における賃金、物価及び生計費が特に高い地域に在勤する職員に支給されることとなつており、実質的には人事院勧告の都市手当と同様のものであります。したがって、本法案施行後三年以内に、必要と認める措置を国会及び内閣に勧告することを目途として人事院が調査研究を行なうこととなつております。したがって、今回設けられました調整手当の支給地の決定に際しましては、過去十年來にわたつて行なわれてまいりました暫定手当の支給地域区分を十分考慮し、混乱を生ぜしめないよう、さしあたり現状を変更せざるよう配慮すべきものと存するのであります。

以上が附帯決議案を提出する理由であります。附帯決議案の採決をこれより行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に對し、田中総理府総務長官から発言を求められております。この際、これを許

可いたします。田中総理府総務長官。

○國務大臣(田中龍夫君) たいだいまの附帯決議につきましては、御趣旨に沿ひまして努力をいたしたいと存じます。

なお、調整手当の支給地域の件につきましては、法律の規定に基づきまして、人事院規則によつて定められることに相なつておりますので、御趣旨のほどを人事院に連絡したいと存じます。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 挙手多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて原案とおり可決すべきものと決定いたしました。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、防衛庁職員給与法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(豊田雅孝君) 挙手多数と認めます。よつて、本案は多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、これら三案に対して議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

○委員長(豊田雅孝君) 次に、請願を議題といたします。

本委員会に付託されております請願は、第六

号、恩給処遇の不合理等は正に関する請願外四百三十二件でございます。

これらの請願の審査は、慣例により懇談によつて御協議を願います。

速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(豊田雅孝君) 速記再開。
御懇談中協議検討をいただきましたとおり、定員関係の請願二十二件、国家公務員関係の請願七件、恩給共済関係の請願三百十三件、その他十四件、以上総計三百五十六件の請願は、議院の會議に付し内閣に送付することを要するものと決定することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さうに決定いたしました。

なお、議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(豊田雅孝君) 御異議ないと認め、さうに決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十八分散会

〔参照〕

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二條のうち、附則第二十二項の改正規定及び附則第二十項を加える改正規定中「昭和四十二年八月一日」を「昭和四十二年五月一日」に改める。

附則第二項中、「第十九條の三(同条第一項に規定する基準日が十二月一日である期末手当に関する部分を除く。)」を削り、「十二月一日である勤勉手当」を「六月一日又は十二月一日である勤

勉手当」に、「昭和四十二年八月一日」を「昭和四十二年五月一日」に改める。

附則第三項中「昭和四十二年八月一日」を「昭和四十二年五月一日」に改める。

この修正の結果必要となる経費は、約八十九億

円の見込みである。

内閣委員会付託請願中採択一覧表(計三五六件)

(定員関係)

第七一七号 法務局職員の一万名増員等に関する請願外二一件

(国家公務員関係)

第一五八号 国立療養所等勤務者の定年制反対並びに老後保障の拡充等に関する請願外五件

第九二九号 群馬県月夜野町の寒冷地手当級地引上げに関する請願

(恩給、共済関係)

第六号 恩給処遇の不合理等は正に関する請願外一六六件

第二〇号 退職公務員の恩給、共済年金等に関する請願外一七件

第四七〇号 恩給、共済年金受給者の処遇改善に関する請願

第三二号 退職教育公務員の恩給、共済年金等に関する請願外六件

第四一〇号 旧軍人の恩給に関する請願外一一件

第四四二号 元満鉄職員であつた公務員等の恩給、共済問題に関する請願外七件

(その他)

第三四号 接収解除に伴う借地借家復旧及び権利消滅の補償に関する請願

第四九号 福岡県久留米市所在の旧歩兵第四十八連隊本部建物の残置等に関する請願外二一件

昭和四十三年一月九日印刷

昭和四十三年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局